

第49回山梨県環境保全審議会（平成29年3月24日開催）

報告事項(2)資料

第2次山梨県環境基本計画 の見直しについて

森林環境総務課

第2次山梨県環境基本計画の「施策の方向」・「環境指標」の見直しについて

見直しの概要

ダイナミックやまなし総合計画や各分野における個別計画の策定をうけ、第2次山梨県環境基本計画についても連動して見直し、「施策の方向」及び「環境指標」について総合計画等との整合性を図る。

【施策の方向】主な見直しの内容

(改定前) 山梨県地球温暖化対策実行計画

施策の方向	項目	施策の方向 (旧)
4 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり	4-1 地球温暖化の防止	(6) 低公害車の導入を促進するとともに、行政で率先して低公害車を導入します。



(改定後) 山梨県地球温暖化対策実行計画

施策の方向 (新)
エネルギー効率に優れた次世代自動車等の環境負荷の低い自動車の普及拡大を推進します。

やまなしエネルギー地産地消推進戦略

施策の方向	項目	施策の方向 (旧)
4 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり	4-2 クリーンエネルギーの導入促進	(1) 太陽光発電について、県民・県内事業者等への情報提供などにより、住宅、事業所等への導入を促進するとともに、防災拠点をはじめとした社会インフラへの導入を拡大します。
重点7 エネルギーの地産地消による地球温暖化対策の推進	7-1 クリーンエネルギーの導入促進	(11) 新規



やまなしエネルギービジョン

施策の方向 (新)
地域資源を最大限活用して、景観・自然環境への影響や安定供給の課題を考慮しながら、適切に多様なクリーンエネルギーの導入を拡大します。
太陽光発電施設の適正導入ガイドラインに基づき、地域と調和した太陽光発電施設の適正な導入を図ります。

第二期チャレンジ山梨行動計画

施策の方向	項目	施策の方向 (旧)
重点1 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全	1-2 優れた景観の保全	(3) 富士五湖など構成資産周辺や幹線道路沿いの広告物・案内板の点検等を行い、景観と調和した秩序ある地域づくりを進めます。
		(4) 新規



ダイナミックやまなし総合計画

施策の方向 (新)
富士五湖など構成資産周辺や幹線道路沿いの屋外広告物について県条例の規制を強化(景観保全型広告規制地区を指定)するなど、景観と調和した秩序ある地域づくりを進めます。
世界文化遺産景観形成地区において、富士山全体の景観の神聖さ・美しさを阻害する要因を改善するための修景事業を市町村と共に進めます。

やまなし森林・林業再生ビジョン

施策の方向	項目	施策の方向 (旧)
重点2 健全な森林・豊かな緑の保全	2-1 森林の多面的機能の発揮の促進	(1) 「やまなし森林・林業再生ビジョン」に基づき、本県の森林・林業・木材産業の再生を図るため、荒廃した森林の再生とともに、充実しつつある森林資源の循環利用を推進します。



やまなし森林・林業振興ビジョン

施策の方向 (新)
「やまなし森林・林業振興ビジョン」に基づき、本県の森林・林業・木材産業の振興を図るため、健全な森林づくりを推進するとともに、充実しつつある森林資源の循環利用を推進します。

やまなし農業ルネサンス大綱

施策の方向	項目	施策の方向 (旧)
重点4 環境にやさしく(自然と調和した美しい)県土づくり	4-2 環境の保全に資する農業の促進	(9) 耕作放棄地の解消及び発生を防止するため、基盤整備を行い優良農地への再生を支援します。
重点6 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進	6-2 鳥獣害防止対策の強化	(2) 電気柵や防止柵の設置・普及等、効果的な被害防止対策を進めます。



新・やまなし農業大綱

施策の方向 (新)
耕作放棄地を再生し、企業を含めた多様な担い手に農地を集積するため、区画整理や農業水利施設、農道等の農業生産基盤の整備を推進します。
野生鳥獣による農作物への被害を防止するため、市町村に設置されている鳥獣害防止協議会や関係機関と連携し、侵入防止施設の整備を推進します。

第2次山梨県環境基本計画の「施策の方向」・「環境指標」の見直しについて

【環境指標】主な見直しの内容

第2次山梨県廃棄物総合計画

指標の項目	基準値	目標値
一般廃棄物総排出量	328千t (H20)	293千t (H27)
産業廃棄物再生利用率	50% (H20)	50% (H27)

第3次山梨県廃棄物総合計画

指標の項目	基準値	目標値
一般廃棄物総排出量	310千t (H25)	277千t (H32)
産業廃棄物再生利用率	55% (H25)	56% (H32)



(改定前)山梨県地球温暖化対策実行計画

指標の項目	基準値	目標値
温室効果ガス総排出量	5,915千t-CO2 (H22)	基準年度(H22)比 10%削減(H27)
森林吸収源対策による森林の二酸化炭素吸収量	790千t-CO2 (H22)	942千t-CO2 (H27)

(改定後)山梨県地球温暖化対策実行計画

指標の項目	基準値	目標値
温室効果ガス総排出量	7,058千t-CO2 (H25)	基準年度(H25)比 18%削減(H32)
森林吸収源対策による森林の二酸化炭素吸収量	971千t-CO2 (H25)	808千t-CO2 (H32)



やまなしエネルギー地産地消推進戦略

指標の項目	基準値	目標値
クリーンエネルギー導入出力 (住宅用太陽光発電)	4.5万kW (H23)	9万kW (H27)
クリーンエネルギー導入出力 (小水力発電)	0.9万kW (H23)	1万kW (H27)

やまなしエネルギービジョン

指標の項目	基準値	目標値
クリーンエネルギー導入出力 (住宅用太陽光発電)(10kW未満)	8.9万kW (H26)	14万Kw (H32)
クリーンエネルギー導入出力 (小水力発電)	1.0万kW (H26)	1.2万kW (H32)



やまなし森林・林業再生ビジョン

指標の項目	基準値	目標値
荒廃した民有林の整備面積	312ha (H24)	8,000ha (H33)

森林環境保全基金事業第2期計画

指標の項目	基準値	目標値
荒廃した民有林の整備面積	3,888ha (H24～28) H28見込	3,850ha (H29～33)



やまなし農業ルネサンス大綱

指標の項目	基準値	目標値
農地・水保全管理共同活動取組面積	6,156ha (H22)	8,000ha (H31)

新・やまなし農業大綱

指標の項目	基準値	目標値
多面的機能支払交付金による取組み面積	6,814ha (H26)	8,000ha (H31)



第2次山梨県環境基本計画の「施策の方向」の見直し一覧表

施策の方向		見直し前	
1 環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり	1 - 2 資源の循環的な利用の促進	(4)	「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」の適正な運用に努めるとともに、制度の普及啓発を行い、使用済み自動車のリサイクルを促進します。
2 安全・安心で快適な生活環境づくり	2 - 2 水質の保全	(4)	「山梨県生活排水処理施設整備構想2014」
2 安全・安心で快適な生活環境づくり	2 - 6 魅力ある景観づくり	(6)	農山村における特徴的な風景を県民の貴重な財産として捉え、周辺の自然景観と調和した特色ある農山村景観を保全し、個性ある良好な農山村景観の創造に努めます。
3 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり	3 - 1 多様な自然環境の保全	(5)	農山村の有する多様な生物等が生息する豊かな自然環境に配慮した農山村環境の保全、整備を進めます。
3 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり	3 - 1 多様な自然環境の保全	(6)	県森林の46%を占める・・・
3 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり	3 - 2 野生動植物の保護と適正な管理の推進	(3)	県内の希少な野生動植物の生息・生育状況をとりまとめた県レッドデータブックを活用するとともに、希少野生動植物種の保護に関する条例に基づき、希少野生動植物の保護に努めます。
3 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり	3 - 2 野生動植物の保護と適正な管理の推進	(4)	絶滅のおそれのある貴重な高山植物の採取や取引等を規制し、本県の資産である高山植物の保護を図ります。
3 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり	3 - 4 自然とのふれあいの増進	(8)	自然散策やフットパス、スポーツ体験、フルーツ狩りなど、本県の地域資源をフルに生かした体験プログラムの開発を推進します。
4 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり	4 - 1 地球温暖化の防止	(6)	低公害車の導入を促進するとともに、行政で率先して低公害車を導入します。
4 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり	4 - 1 地球温暖化の防止	(9)	「山梨県地球温暖化対策条例」に基づき、適切な森林の整備・保全を図ります。
4 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり	4 - 2 クリーンエネルギーの導入促進	(1)	太陽光発電について、県民・県内事業者等への情報提供などにより、住宅、事業所等への導入を促進するとともに、防災拠点をはじめとした社会インフラへの導入を拡大します。
4 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり	4 - 2 クリーンエネルギーの導入促進	(2)	地球温暖化を防止するため、化石燃料によらないエネルギーとして、製材残材や未利用間伐材などの木質系バイオマスの有効利用を促進します。
4 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり	4 - 2 クリーンエネルギーの導入促進	(3)	燃料電池技術の実用化を推進し、関連産業の集積と育成を進めます。
4 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり	4 - 2 クリーンエネルギーの導入促進	(6)	エネルギー地産地消に向け、平成25(2013)年度から10年間で10地点程度の小水力発電の開発を目指す「やまなし小水力ファスト10」を推進します。
4 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり	4 - 2 クリーンエネルギーの導入促進	(7)	エネルギー地産地消に向け、水力発電の有望地点について開発調査を行います。

見直し後	平成29年3月31日時点	見直し理由
使用済自動車について、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」の登録・許可を有する事業者に対して、法に則った適正処理の指導を行うとともに、関係団体等との連携を図りながら、使用済み自動車のリサイクルを促進します。		現状の施策と合わせる。
「山梨県生活排水処理施設整備構想2017」		山梨県生活排水処理施設整備構想2017を策定
農業者や地域住民が参加した地域共同組織による保全活動を支援し、多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図ることにより、個性ある良好な農山村景観の創造に努めます。		「やまなし農業ルネサンス大綱」から「新・やまなし農業大綱」へ改定(5-6-(2)-)
本県特有の農村景観や恵まれた生態系等を保全するため、自然環境に配慮しつつ農業生産基盤の整備を進めるとともに、地域住民による景観形成活動や生態系保全等の取り組みを推進します。		「やまなし農業ルネサンス大綱」から「新・やまなし農業大綱」へ改定(5-6-(2)-)
県森林面積の46%を占める・・・		字句修正
県内の希少な野生動植物の生息・生育状況をとりまとめた県レッドデータブックを活用するとともに、希少野生動植物種の保護に関する条例に基づき、希少野生動植物の捕獲・採取や取引を規制し保護に努めます。		現状の施策と合わせて、項目を統合
自然散策やフットパス、スポーツ体験、フルーツ狩りなど、本県の地域資源を生かした体験プログラムの開発を推進します。		字句修正
エネルギー効率に優れる次世代自動車等の環境負荷の低い自動車の普及拡大を推進します。		山梨県地球温暖化対策実行計画の改定に伴う修正
「山梨県地球温暖化対策条例」に基づき、適切な森林整備を行うことで森林吸収量の目標の達成を図ります。		字句修正
地域資源を最大限活用して、景観・自然環境への影響や安定供給の課題を考慮しながら、適切に多様なクリーンエネルギーの導入を拡大します。		「やまなしエネルギー地産地消推進戦略」から「やまなしエネルギービジョン」へ改定 総合計画(2-2-2)の策定
県内の森林資源を有効活用するため、製材残材や未利用間伐材などの木質バイオマスの利活用を推進します。		総合計画3-2-7
クリーンエネルギーである水素を活用する家庭用燃料電池や燃料電池自動車等の普及啓発を図るとともに、水素・燃料電池関連産業の集積と育成を図ります。		やまなしエネルギービジョンの策定に伴う修正
自立・分散型エネルギー社会の構築に向け、平成25(2013)年度から10年間で10地点程度の小水力発電の開発を目指す「やまなし小水力ファスト10」を推進します。		「やまなしエネルギー地産地消推進戦略」から「やまなしエネルギービジョン」へ改定 総合計画(2-2-3)の策定
自立・分散型エネルギー社会の構築に向け、水力発電の有望地点について開発調査を行います。		「やまなしエネルギー地産地消推進戦略」から「やまなしエネルギービジョン」へ改定 総合計画(2-2-3)の策定

第2次山梨県環境基本計画の「施策の方向」の見直し一覧表

施策の方向		見直し前	
4 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり	4 - 2 クリーンエネルギーの導入促進	(8)	農村地域において、地域特性を生かした自然エネルギーの活用を促進します。
4 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり	4 - 2 クリーンエネルギーの導入促進	(9)	再生可能エネルギーの普及促進を図るため、超電導による電力貯蔵技術の実用化を推進します。
4 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり	4 - 3 オゾン層の保護対策の推進	(1)	県民、事業者に対して特定フロン類の適正回収・破壊処理に関する普及啓発を行うとともに、「フロン類法」、「家電リサイクル法」及び「自動車リサイクル法」等に基づき、冷凍空調機器、カーエアコンなどからの特定フロン等の回収・破壊処理等を促進します。
5 持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり	5 - 1 多様な環境教育・環境学習の推進	(2)	各教科や学校林活動、森林体験学習等の学校教育や社会教育を通して、特色ある環境教育を推進するとともに、自然とのふれあいを重視した体験的な学習を展開し、環境保全活動等につなげる取組を進めます。
重点1 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全	1 - 1 多様な自然環境の保全	(7)	富士山の環境保全を推進するため、富士山ボランティアセンターを拠点として、意識啓発を行うとともに、富士山レンジャー等による環境保全活動を進めます。
重点1 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全	1 - 2 優れた景観の保全	(3)	富士五湖など構成資産周辺や幹線道路沿いの広告物・案内板の点検等を行い、景観と調和した秩序ある地域づくりを進めます。
重点1 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全	1 - 2 優れた景観の保全	(4) 新規	
重点2 健全な森林・豊かな緑の保全	2 - 1 森林の多面的機能の発揮の促進	(1)	「やまなし森林・林業再生ビジョン」に基づき、本県の森林・林業・木材産業の再生を図るため、荒廃した森林の再生とともに、充実しつつある森林資源の循環利用を推進します。
重点2 健全な森林・豊かな緑の保全	2 - 1 森林の多面的機能の発揮の促進	(5)	本県の森林面積の57%を占める保安林のうち、82%を占める水源涵養保安林の機能を高度に発揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を進めます。
重点2 健全な森林・豊かな緑の保全	2 - 1 森林の多面的機能の発揮の促進	(6)	県森林の46%を占める…
重点3 持続可能な水循環社会づくり	3 - 1 健全な水循環の維持	(7)	本県の森林面積の57%を占める保安林のうち、82%を占める水源涵養保安林の機能を高度に発揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を進めます。
重点4 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり	4 - 2 環境の保全に資する農業の促進	(1)	環境への負荷を低減する栽培技術の開発と普及、定着を図り、化学肥料、化学合成農薬の使用を低減した栽培など環境保全型農業の普及を促進するとともに、環境への負荷の少ない農業を営むエコファーマーの認定制度を推進します。
重点4 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり	4 - 2 環境の保全に資する農業の促進	(5)	農山村における特徴的な風景を県民の貴重な財産として捉え、周辺の自然景観と調和した特色ある農山村景観を保全し、個性ある良好な農山村景観の創造に努めます。
重点4 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり	4 - 2 環境の保全に資する農業の促進	(6)	農山村の有する多様な生物等が生息する豊かな自然環境に配慮した農山村環境の保全、整備を進めます。
重点4 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり	4 - 2 環境の保全に資する農業の促進	(7)	農村の生活排水対策として、農業集落排水施設の整備を促進します。

見直し後 平成29年3月31日時点	見直し理由
農村地域が有する豊かな資源を活用した再生可能エネルギーを積極的に導入し、農業関係施設の維持管理費等の低減を図るため、農業用水への小水力発電の施設整備等を推進します。また、市町村や土地改良区に対する研修会等を実施し、導入の取り組みを支援します。	総合計画(3-4-3)の策定「やまなし農業ルネサンス大綱」から「新・やまなし農業大綱」へ改定(5-2-(1)-)
再生可能エネルギーの普及促進を図るため、超電導等による電力貯蔵技術の実用化を推進します。	「やまなしエネルギー地産地消推進戦略」から「やまなしエネルギービジョン」へ改定 総合計画(2-2-3)の策定
県民、事業者に対して特定フロン類の適正回収・破壊処理等に関する普及啓発を行うとともに、「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」及び「自動車リサイクル法」等に基づき、冷凍空調機器、カーエアコンなどからの特定フロン等の回収・破壊処理等を促進します。	法令名の修正
学校教育や社会教育における、環境学習や自然体験活動等を通して、特色のある環境教育を推進するとともに、環境保全活動につなげる取組を進めます。	字句修正
富士山の環境保全を推進するため、富士山世界遺産センターを拠点として、意識啓発を行うとともに、富士山レンジャー等による環境保全活動を進めます。	名称変更
富士五湖など構成資産周辺や幹線道路沿いの屋外広告物について県条例の規制を強化(景観保全型広告規制地区を指定)するなど、景観と調和した秩序ある地域づくりを進めます。	総合計画3-1-3
世界文化遺産景観形成地区において、富士山全体の景観の神聖さ・美しさを阻害する要因を改善するための修景事業を市町村と共に進めます。	総合計画3-1-3
「やまなし森林・林業振興ビジョン」に基づき、本県の森林・林業・木材産業の振興を図るため、健全な森林づくりを推進するとともに、充実しつつある森林資源の循環利用を推進します。	「やまなし森林・林業再生ビジョン」から「やまなし森林・林業振興ビジョン」へ改定
本県の森林面積の58%を占める保安林のうち、82%を占める水源涵養保安林の機能を高度に発揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を進めます。	字句修正 57% 58%
県森林面積の46%を占める…	字句修正
本県の森林面積の58%を占める保安林のうち、82%を占める水源涵養保安林の機能を高度に発揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を進めます。	字句修正 57% 58%
環境への負荷を低減する栽培技術の開発と普及、定着を図り、化学肥料、化学合成農薬の使用を低減した栽培など環境保全型農業の普及を促進するとともに、環境への負荷の少ない農業を営むエコファーマーの認定制度を支援します。	字句修正 推進 支援
農業者や地域住民が参加した地域共同組織による保全活動を支援し、多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図ることにより、個性ある良好な農山村景観の創造に努めます。	「やまなし農業ルネサンス大綱」から「新・やまなし農業大綱」へ改定(5-6-(2)-)
本県特有の農村景観や恵まれた生態系等を保全するため、自然環境に配慮しつつ農業生産基盤の整備を進めるとともに、地域住民による景観形成活動や生態系保全等の取り組みを推進します。	「やまなし農業ルネサンス大綱」から「新・やまなし農業大綱」へ改定(5-6-(2)-)
生活排水による河川・湖沼の水質汚濁を防止し、清流を守るため、農業集落排水施設の計画的な整備を推進します。	総合計画(5-5-10)の策定 「やまなし農業ルネサンス大綱」から「新・やまなし農業大綱」へ改定(5-7-(3)-)

第2次山梨県環境基本計画の「施策の方向」の見直し一覧表

施策の方向		見直し前	
重点4 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり	4 - 2 環境の保全に資する農業の促進	(8)	優良農地を確保し、農村景観の保全を図るため、耕作放棄地等の実態把握や利用状況調査を行い、耕作放棄地の解消対策を推進するとともに、多様な担い手による耕作放棄地等の利活用を促進します。
重点4 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり	4 - 2 環境の保全に資する農業の促進	(9)	耕作放棄地の解消及び発生を防止するため、基盤整備を行い優良農地への再生を支援します。
重点5 廃棄物等の発生抑制等の推進	5 - 1 発生抑制等に関する役割や取組の明確化	(1)	廃棄物等の発生抑制等を推進し、資源循環型社会の実現を図るため、本県の廃棄物に関する現状や課題を踏まえて策定した「第2次山梨県廃棄物総合計画」に基づき、施策の総合的、計画的な推進を図ります。
重点5 廃棄物等の発生抑制等の推進	5 - 1 発生抑制等に関する役割や取組の明確化	(3)	産業廃棄物を一定量以上排出する事業者等に対して、産業廃棄物の減量化や再生利用など適正処理に関する内容を含む産業廃棄物処理計画の策定を促進し、その適切な運用を徹底します。
重点5 廃棄物等の発生抑制等の推進	5 - 2 不法投棄対策等の推進	(1)	廃棄物の不法投棄や違法な野外焼却などの不適正処理を防止するため、県民、事業者、関係機関などとの連携を図りながら、廃棄物監視員などによる不法投棄監視パトロールを行うなど、監視の一層の強化を図ります。
重点6 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進	6 - 1 野生鳥獣の保護管理の推進	(1)	ニホンジカ、イノシシ等、個体数の管理が必要な鳥獣については、特定鳥獣保護管理計画に基づき、個体数の適正な管理を行います。
重点6 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進	6 - 2 鳥獣害防止対策の強化	(2)	電気柵や防止柵の設置・普及等、効果的な被害防止対策を進めます。
重点7 エネルギーの地産地消による地球温暖化対策の推進	7 - 1 クリーンエネルギーの導入促進	(1)	太陽光発電について、県民・県内事業者等への情報提供などにより、住宅、事業所等への導入を促進するとともに、防災拠点をはじめとした社会インフラへの導入を拡大します。
重点7 エネルギーの地産地消による地球温暖化対策の推進	7 - 1 クリーンエネルギーの導入促進	(3)	燃料電池技術の実用化を推進し、関連産業の集積と育成を進めます。
重点7 エネルギーの地産地消による地球温暖化対策の推進	7 - 1 クリーンエネルギーの導入促進	(6)	エネルギー地産地消に向け、平成25(2013)年度から10年間で10地点程度の小水力発電の開発を目指す「やまなし小水力ファスト10」を推進します。
重点7 エネルギーの地産地消による地球温暖化対策の推進	7 - 1 クリーンエネルギーの導入促進	(7)	エネルギー地産地消に向け、水力発電の有望地点について開発調査を行います。
重点7 エネルギーの地産地消による地球温暖化対策の推進	7 - 1 クリーンエネルギーの導入促進	(8)	農村地域において、地域特性を生かした自然エネルギーの活用を促進します。
重点7 エネルギーの地産地消による地球温暖化対策の推進	7 - 1 クリーンエネルギーの導入促進	(9)	再生可能エネルギーの普及促進を図るため、超電導による電力貯蔵技術の実用化を推進します。
重点7 エネルギーの地産地消による地球温暖化対策の推進	7 - 1 クリーンエネルギーの導入促進	新規(11)	

見直し後	平成29年3月31日時点	見直し理由
担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地の解消を加速するため、農地中間管理機構が行う事業を支援するとともに、県、市町村、JA等の関係機関が連携して事業の推進に取り組みます。		「やまなし農業ルネサンス大綱」から「新・やまなし農業大綱」へ改定(5-4-(1)-)
耕作放棄地を再生し、企業を含めた多様な担い手に農地を集積するため、区画整理や農業水利施設、農道等の農業生産基盤の整備を推進します。		「やまなし農業ルネサンス大綱」から「新・やまなし農業大綱」へ改定(5-4-(3)-)
廃棄物等の発生抑制等を推進し、資源循環型社会の実現を図るため、本県の廃棄物に関する現状や課題を踏まえて策定した「第3次山梨県廃棄物総合計画」に基づき、施策の総合的、計画的な推進を図ります。		時点修正
県内の産業廃棄物最終処分量の一層の削減に向け、産業廃棄物適正処理推進ビジョンに基づき産業廃棄物の一層の排出抑制と再生利用を推進します。		広義的な施策の内容とした
廃棄物の不法投棄や違法な野外焼却などの不適正処理を防止するため、県民、事業者、関係機関等との連携を図りながら、廃棄物監視員などによる不法投棄監視パトロールを行うなど、監視の一層の強化を図ります。		字句修正 など 等
ニホンジカ、イノシシ等、個体数の管理が必要な鳥獣については、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数の適正な管理を行います。		鳥獣保護法の改正 特定鳥獣保護管理計画 第二種特定鳥獣管理計画
野生鳥獣による農作物への被害を防止するため、市町村に設置されている鳥獣害防止協議会や関係機関と連携し、侵入防止施設の整備を推進します。		総合計画(3-4-12)の策定 「やまなし農業ルネサンス大綱」から「新・やまなし農業大綱」へ改定(5-6-(3)-)
地域資源を最大限活用して、景観・自然環境への影響や安定供給の課題を考慮しながら、適切に多様なクリーンエネルギーの導入を拡大します。		「やまなしエネルギー地産地消推進戦略」から「やまなしエネルギービジョン」へ改定 総合計画(2-2-2)の策定
クリーンエネルギーである水素を活用する家庭用燃料電池や燃料電池自動車等の普及啓発を図るとともに、水素・燃料電池関連産業の集積と育成を図ります。		やまなしエネルギービジョンの策定に伴う修正
自立・分散型エネルギー社会の構築に向け、平成25(2013)年度から10年間で10地点程度の小水力発電の開発を目指す「やまなし小水力ファスト10」を推進します。		「やまなしエネルギー地産地消推進戦略」から「やまなしエネルギービジョン」へ改定 総合計画(2-2-3)の策定
自立・分散型エネルギー社会の構築に向け、水力発電の有望地点について開発調査を行います。		「やまなしエネルギー地産地消推進戦略」から「やまなしエネルギービジョン」へ改定 総合計画(2-2-3)の策定
農村地域が有する豊かな資源を活用した再生可能エネルギーを積極的に導入し、農業関係施設の維持管理費等の低減を図るため、農業用水への小水力発電の施設整備等を推進します。また、市町村や土地改良区に対する研修会等を実施し、導入の取り組みを支援します。		総合計画(3-4-3)の策定 「やまなし農業ルネサンス大綱」から「新・やまなし農業大綱」へ改定(5-2-(1)-)
再生可能エネルギーの普及促進を図るため、超電導等による電力貯蔵技術の実用化を推進します。		「やまなしエネルギー地産地消推進戦略」から「やまなしエネルギービジョン」へ改定 総合計画(2-2-3)の策定
太陽光発電施設の適正導入ガイドラインに基づき、地域と調和した太陽光発電施設の適正な導入を図ります。		「やまなしエネルギー地産地消推進戦略」から「やまなしエネルギービジョン」へ改定 総合計画(2-2-2)の策定

第2次山梨県環境基本計画の「環境指標」の見直し一覧表

見直し前				見直し後 平成29年3月31日時点			
指標の項目	基準値	目標値	備考	指標の項目	基準値	目標値	備考
1 一般廃棄物総排出量	328千t (H20)	293千t (H27)	第2次山梨県廃棄物総合計画(H23～H27)において設定	一般廃棄物総排出量	310千t (H25)	277千t (H32)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～H32)において設定
2 1人1日当たりに家庭から排出するごみの量	623g/日 (H20)	505g/日 (H27)	第2次山梨県廃棄物総合計画(H23～H27)において設定	1人1日当たりに家庭から排出するごみの量	589g/日 (H25)	550g/日 (H32)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～H32)において設定
3 一般廃棄物再生利用率	18.5% (H20)	25% (H27)	第2次山梨県廃棄物総合計画(H23～H27)において設定	一般廃棄物再生利用率	16.6% (H25)	23% (H32)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～H32)において設定
4 産業廃棄物総排出量	1,841千t (H20)	1,764千t (H27)	第2次山梨県廃棄物総合計画(H23～H27)において設定	産業廃棄物総排出量	1,824千t (H25)	1,842千t (H32)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～H32)において設定
5 産業廃棄物再生利用率	50% (H20)	50% (H27)	第2次山梨県廃棄物総合計画(H23～H27)において設定	産業廃棄物再生利用率	55% (H25)	56% (H32)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～H32)において設定
6 産業廃棄物最終処分量	144千t (H20)	105千t (H27)	第2次山梨県廃棄物総合計画(H23～H27)において設定	産業廃棄物最終処分量	154千t (H25)	153千t (H32)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～H32)において設定
16 生活排水クリーン処理率	78.1% (H24)	87.4% (H35)	山梨県生活排水処理施設整備構想2014(H26～35)において設定	生活排水クリーン処理率	80.7% (H27)	87.3% (H35)	山梨県生活排水処理施設整備構想2017(H28～37)において設定
28 荒廃した民有林の整備面積	312ha (H24)	8,000ha (H33)	やまなし森林・林業再生ビジョン(H24～33)において設定	森林整備の実施面積	4,685ha(H26)	6,000ha/年(H31) (H27～31の年平均)	山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～31)において設定
29 温室効果ガス総排出量	5,915千t-CO2(H22)	基準年度(H22)比10%削減(H27)	山梨県地球温暖化対策実行計画(H25～27(短期目標)、32(中期目標)、おおむね2050年(長期目標))において設定(森林整備による吸収を考慮)	温室効果ガス総排出量	7,058千t-CO2(H25)	基準年度(H25)比18%削減(H32)	山梨県地球温暖化対策実行計画(H29～32(短期目標)、42(中期目標)、2050年(長期目標))において設定(森林整備による吸収を考慮)
30 森林吸収源対策による森林の二酸化炭素吸収量	790千t-CO2 (H22)	942千t-CO2 (H27)	山梨県地球温暖化対策実行計画(H25～27(短期目標)、32(中期目標)、おおむね2050年(長期目標))において設定	森林吸収源対策による森林の二酸化炭素吸収量	971千t-CO2 (H25)	808千t-CO2 (H32)	山梨県地球温暖化対策実行計画(H29～32(短期目標)、42(中期目標)、2050年(長期目標))において設定
32 クリーンエネルギー導入出力(住宅用太陽光発電)	4.5万kW (H23)	9万kW (H27)	やまなしエネルギー地産地消推進戦略(H25～27(短期目標)、32(中期目標)、おおむね2050年(長期目標))において設定	クリーンエネルギー導入出力(住宅用太陽光発電)(10kW未満)	8.9万kW (H26)	14万Kw (H32)	やまなしエネルギービジョンにおいて設定
33 クリーンエネルギー導入出力(小水力発電)	0.9万kW (H23)	1万kW (H27)	やまなしエネルギー地産地消推進戦略(H25～27(短期目標)、32(中期目標)、おおむね2050年(長期目標))において設定	クリーンエネルギー導入出力(小水力発電)	1.0万kW (H26)	1.2万kW (H32)	やまなしエネルギービジョンにおいて設定
39 土木施設環境ボランティア数	71団体 (H20)	86団体 (H26)	山梨県社会資本整備重点計画-第2次-(H20～26)において設定	土木施設環境ボランティア数	71団体 (H20)	86団体 (H26)	山梨県社会資本整備重点計画-第2次-(H20～26)にて終了
52 荒廃した民有林の整備面積(再掲)	312ha (H24)	8,000ha (H33)	やまなし森林・林業再生ビジョン(H24～33)において設定	荒廃した民有林の整備面積	3,888ha (H24～H28) H28見込	3,850ha (H29～H33)	森林環境保全基金事業第2期計画において設定
53 森林吸収源対策による森林の二酸化炭素吸収量(再掲)	790千t-CO2 (H22)	942千t-CO2 (H27)	山梨県地球温暖化対策実行計画(H25～27(短期目標))において設定	森林整備の実施面積(再掲)	4,685ha(H26)	6,000ha/年(H31) (H27～31の年平均)	山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～31)において設定
58 生活排水クリーン処理率(再掲)	78.1% (H24)	87.4% (H35)	山梨県生活排水処理施設整備構想2014(H26～35)において設定	生活排水クリーン処理率(再掲)	80.7% (H27)	87.3% (H35)	山梨県生活排水処理施設整備構想2017(H28～37)において設定
63 エコファーマー認定者数	7,414人 (H22)	7,800人 (H26)	やまなし農業ルネサンス大綱(H23～26)において設定	エコファーマー認定者数	7,414人 (H22)	7,800人 (H26)	やまなし農業ルネサンス大綱(H23～26)にて終了
65 農地・水保全管理共同活動取組面積	6,156ha (H22)	8,000ha (H31)	新・やまなし農業大綱(H27～31)において設定	多面的機能支払交付金による取組み面積	6,814ha (H26)	8,000ha (H31)	新・やまなし農業大綱(H27～31)において設定
66 一般廃棄物総排出量(再掲)	328千t (H20)	293千t (H27)	第2次山梨県廃棄物総合計画(H23～H27)において設定	一般廃棄物総排出量(再掲)	310千t (H25)	277千t (H32)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～H32)において設定
67 1人1日当たりに家庭から排出するごみの量(再掲)	623g/日 (H20)	505g/日 (H27)	第2次山梨県廃棄物総合計画(H23～H27)において設定	1人1日当たりに家庭から排出するごみの量(再掲)	589g/日 (H25)	550g/日 (H32)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～H32)において設定
68 一般廃棄物再生利用率(再掲)	18.5% (H20)	25% (H27)	第2次山梨県廃棄物総合計画(H23～H27)において設定	一般廃棄物再生利用率(再掲)	16.6% (H25)	23% (H32)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～H32)において設定
69 産業廃棄物総排出量(再掲)	1,841千t (H20)	1,764千t (H27)	第2次山梨県廃棄物総合計画(H23～H27)において設定	産業廃棄物総排出量(再掲)	1,824千t (H25)	1,842千t (H32)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～H32)において設定
70 産業廃棄物再生利用率(再掲)	50% (H20)	50% (H27)	第2次山梨県廃棄物総合計画(H23～H27)において設定	産業廃棄物再生利用率(再掲)	55% (H25)	56% (H32)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～H32)において設定
71 産業廃棄物最終処分量(再掲)	144千t (H20)	105千t (H27)	第2次山梨県廃棄物総合計画(H23～H27)において設定	産業廃棄物最終処分量(再掲)	154千t (H25)	153千t (H32)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～H32)において設定
75 クリーンエネルギー導入出力(住宅用太陽光発電)(再掲)	4.5万kW (H23)	9万kW (H27)	やまなしエネルギー地産地消推進戦略(H25～27(短期目標)、32(中期目標)、おおむね2050年(長期目標))において設定	クリーンエネルギー導入出力(住宅用太陽光発電)(10kW未満)(再掲)	8.9万kW (H26)	14万Kw (H32)	やまなしエネルギービジョンにおいて設定
76 クリーンエネルギー導入出力(小水力発電)(再掲)	0.9万kW (H23)	1万kW (H27)	やまなしエネルギー地産地消推進戦略(H25～27(短期目標)、32(中期目標)、おおむね2050年(長期目標))において設定	クリーンエネルギー導入出力(小水力発電)(再掲)	1.0万kW (H26)	1.2万kW (H32)	やまなしエネルギービジョンにおいて設定

第5章 環境の保全と創造のための施策の展開

第3章で示した計画の基本目標・目指すべき将来像を実現するため、本県では、「物質循環」、「生活環境」、「自然環境」、「地球環境」の4つの分野において、環境の保全と創造のための施策を展開していきます(第1節～第4節)。

また、それぞれの分野における施策を展開していくために必要となる共通的・基盤的な施策も併せて推進していきます(第5節～第6節)。

分野別の施策の推進

物質循環	生活環境	自然環境	地球環境
<p>1 環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり</p> <p>(1)生活様式等の転換の促進 (2)資源の循環的な利用の促進 (3)廃棄物の適正処理の推進</p>	<p>2 安全・安心で快適な生活環境づくり</p> <p>(1)大気汚染の防止 (2)水質の保全 (3)化学物質による環境汚染の防止 (4)騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染等の防止 (5)放射性物質の監視 (6)魅力ある景観づくり</p>	<p>3 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり</p> <p>(1)多様な自然環境の保全 (2)野生動植物の保護と適正な管理の推進 (3)自然公園等の管理 (4)自然とのふれあいの増進 (5)環境影響評価制度の実施等</p>	<p>4 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり</p> <p>(1)地球温暖化の防止 (2)クリーンエネルギーの導入促進 (3)オゾン層の保護対策の推進</p>

共通的・基盤的な施策の推進

環境教育・学習、自発的な活動

<p>5 持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり</p> <p>(1)多様な環境教育・環境学習の推進 (2)人材の育成・活用 (3)環境に関する活動の展開 (4)協働取組の促進</p>

情報提供、調査・研究等

<p>6 環境の保全と創造のための基盤づくり</p> <p>(1)環境情報の総合的な収集・提供体制の確立 (2)環境モニタリング・環境科学研究の推進 (3)国際協力の推進</p>

< 図5-1 環境の保全と創造のための施策の展開 施策体系イメージ図 >



第1節 環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり

現状と課題

今日、環境保全は、人類の生存基盤に関わる極めて重要な課題となっています。大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量消費型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化の問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。

国では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、循環型社会形成推進基本法に基づき循環型社会形成推進基本計画を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

これまで、3R（発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再生利用(リサイクル))の取組の進展、個別リサイクル法等の法的基盤の整備とそれに基づく事業者や消費者等の努力、国民の意識の向上等により、最終処分量の大幅削減等が進んでいます。

他方で、東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題となり、大規模災害発生時においても円滑に廃棄物を処理できる体制を平素から築いておくことの重要性が改めて浮き彫りとなりました。

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、これまで予想していなかった事態が生じ、環境保全と国民の安全・安心をしっかりと確保した上で循環資源の利用を行うことが今

まで以上に求められています。同時に、廃棄物の処理が大きくクローズアップされたことで、ものを大事に扱うことや、廃棄物の排出削減に向けた意識の高まりがみられました。

このように、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所の事故は、これまで順調に推移してきた循環型社会形成の取組においても大きな政策課題を提示し、これをきっかけとして、政策の在り方を改めて検討することが強く求められるに至っています。

また、近年の資源価格の高騰に見られるように、今後、世界規模で資源制約が強まると予想されています。

これらのことを踏まえ、循環型社会の形成に関する政策課題は、循環を量の側面から捉えて廃棄物の減量化に重きをおいてリサイクル等を推進していくというステージから、循環を質の面からも捉え、環境保全と安心・安全を確保した上で、廃棄物等を貴重な資源やエネルギー源として一層有効活用して資源生産性を高め、枯渇が懸念される天然資源の消費を抑制するという新たなステージに進んでいると言えます。

施策の方向

**1
環境負荷の少ない
循環型の地域社会づくり**

1 - 1 生活様式等の転換の促進

1 - 2 資源の循環的な利用の促進

1 - 3 廃棄物の適正処理の推進

1 - 1 生活様式等の転換の促進

- (1) 日常生活において、過剰包装の辞退、長寿命製品の使用、使い捨て製品の購入や使用の自粛など、ごみの発生抑制に向けた消費行動の促進や省資源、省エネルギーの重要性について意識啓発を積極的に進めます。
- (2) 事業活動において、廃棄物の発生が少ない製品の開発や製造・販売の促進、使い捨て製品の製造、販売及び過剰包装の自粛や省資源、省エネルギーへの取組を促進します。
- (3) 廃棄物の発生が少ない製品やリサイクル可能な製品など、環境への負荷の少ない製品を購入するグリーン購入や地産地消を推進するとともに、県民等への普及啓発を進めます。
- (4) 県民、民間団体、事業者、行政など全ての主体がごみ減量化へ取り組む運動を展開し、全県的なごみ減量化の機運を醸成します。
- (5) 産業廃棄物を一定量以上排出する事業者等に対して、産業廃棄物の減量化や再生利用など適正処理に関する内容を含む産業廃棄物処理計画の策定を促進し、その適切な運用を徹底します。
- (6) 一般廃棄物の減量化等を促進するため、一般廃棄物処理計画に基づき一般廃棄物の減量化等を推進する市町村に対して技術的な支援を行います。
- (7) 環境に配慮した事業活動を促進するため、環境管理に関する国際規格であるISO14001など環境マネジメントシステムを認証取得する事業者に対して一定要件のもと融資を行います。
- (8) 環境に配慮した事業活動を促進するための研究会の開催やISO14000シリーズの認証取得のためのアドバイザーを派遣します。
- (9) 「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」に基づき、県自らが事業者として、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物の減量化、リサイクルの推進を図るなど、環境への負荷の低減と地球温暖化の防止に取り組みます。

1 - 2 資源の循環的な利用の促進

- (1) 「容器包装リサイクル法」及び「山梨県分別収集促進計画」に基づき、容器包装の適切なりサイクルが図られるよう、市町村が行う分別の徹底や資源の効率的な回収に対し技術的な支援を行うとともに、県民への普及啓発を行います。

- (2) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(家電リサイクル法)」の、適正・円滑な推進に向けた普及啓発を行い、冷蔵庫、テレビ等特定家庭用機器のリサイクルを促進します。
- (3) 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」による使用済み小型家電の適切なリサイクルが図られるよう普及啓発を行うとともに、分別等を行う市町村に対し情報提供等の支援を行います。
- (4) 使用済自動車について、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」の登録・許可を有する事業者に対して、法に則った適正処理の指導を行うとともに、関係団体等との連携を図りながら、使用済み自動車のリサイクルを促進します。
- (5) 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」の普及啓発により、食品循環資源の再生利用等を促進します。
- (6) 建設廃棄物について、廃棄物処理業者に対する適正なリサイクルの指導を行うとともに、「山梨県建設リサイクル推進計画2011」に基づき、県の発注する建設工事において発生する建設廃棄物の再資源化・縮減率の向上及び建設資材として利用可能な再生資材の活用や建設発生土の利用促進を図ります。
- (7) 環境への負荷の低減と資源の循環的利用を促進するため、農業用廃プラスチックのリサイクルや適正処理を促進します。
- (8) 家畜排せつ物のたい肥化施設やエネルギー化施設等の整備とともに、農家との連携による堆肥の安定的な流通体制の確立を図る等、家畜排せつ物の再生利用を推進します。
- (9) 事業者が行うリサイクル等に資する施設や設備の整備に対し、一定要件のもと、融資を行います。

1 - 3 廃棄物の適正処理の推進

- (1) 「山梨県ごみ処理広域化計画」等に基づき、市町村の広域的連携による一般廃棄物の適正な処理体制の整備を推進します。
- (2) ダイオキシン類の発生源である廃棄物焼却施設の設置者に対して構造基準、維持基準の徹底を図るとともに、ダイオキシン恒久基準への適合を継続的に監視します。
- (3) 産業廃棄物の排出事業者及び処理業者について監視、指導を行い、産業廃棄物の適正処理や産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の徹底を図ります。
- (4) 廃棄物の不法投棄や違法な野外焼却などの不適正処理について、県民、事業者、関係機関等との連携を図りながら、監視の一層の強化を図るとともに、適正処理に関する普及啓発に積極的に努めます。

- (5) 「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、適正処理の促進を図るとともに、中小企業者等が保管するポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理費用の軽減を図るため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」に拠出します。

環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	一般廃棄物総排出量	310千t(H25)	277千t(H32)
2	1人1日当たりに家庭から排出するごみの量	589g/日(H25)	550g/日(H32)
3	一般廃棄物再生利用率	16.6%(H25)	23%(H32)
4	産業廃棄物総排出量	1,824千t(H25)	1,842千t(H32)
5	産業廃棄物再生利用率	55%(H25)	56%(H32)
6	産業廃棄物最終処分量	154千t(H25)	153千t(H32)

()内は年度

次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1～6: 第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～32)

第2節 安全・安心で快適な生活環境づくり

現状と課題

良好な大気環境や清らかな水環境、静けさ、緑豊かな生活空間などは、私たちが健康で快適な生活を営むうえで大変重要な要素です。

本県では、これまで大気汚染や水質汚濁防止対策など、生活環境を保全するための取組を進めてきましたが、大気に関しては、窒素酸化物や浮遊粒子状物質等は近年環境基準を達成しているものの、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントについては、環境基準が非達成となっています。また、近年、微小粒子状物質(PM_{2.5})が新たな問題となっており、発生源や生成機構等の調査研究が進められています。水質については、下水道や浄化槽等の普及に伴い、長期的には改善傾向がみられるものの、一部の公共用水

域において環境基準を達成していない状況にあります。騒音と悪臭については、苦情件数が長期的には増加傾向となっています。

近年のダイオキシン類の常時監視の結果では、大気、公共用水域(水質・底質)、地下水質、土壌の調査地点の全てにおいて環境基準を達成していますが、こうした環境汚染の実態把握は、今後も継続して実施していく必要があります。

一方、豊かな緑や調和のとれた美しい景観は私たちに安らぎとうるおいを与えます。そのため、地域における緑づくりへの取組を促進するとともに、歴史的な建築物が織り成す街並みや歴史的、文化的資源の保護を図っていくことが重要です。

施策の方向

2 安全・安心で快適な生活環境づくり

2 - 1 大気汚染の防止

2 - 2 水質の保全

2 - 3 化学物質による環境汚染の防止

2 - 4 騒音・振動・悪臭・地盤沈下
・土壌汚染等の防止

2 - 5 放射性物質の監視

2 - 6 魅力ある景観づくり

2 - 1 大気汚染の防止

- (1) 大気汚染の状況を広域的かつ的確に把握するため、大気汚染状況の常時監視を行います。
- (2) 「大気汚染防止法」等の関係法令に基づき、ばい煙発生施設等を設置している工場や事業場の監視、指導を行い、大気汚染物質の排出基準の遵守を徹底します。
- (3) 自動車や家庭等の小規模燃焼施設から窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM_{2.5})を削減するため、低公害車や低NOx燃焼機器の導入や、アイドリングストップ等エコドライブの普及促進を図ります。
- (4) 光化学オキシダント濃度に関する情報提供や、緊急時における光化学スモッグ注意報等の発令により、光化学オキシダントによる健康被害の発生の未然防止に努めます。また、大気環境の状況に関し、近隣都県との密接な情報交換に努めます。
- (5) 微小粒子状物質(PM_{2.5})に関する情報提供や、高濃度時における注意喚起情報について、速やかな情報提供に努めます。
- (6) 事業者が行う大気汚染防止のための施設の整備及び「低排出ガス車」として国土交通省の認定を受けた自動車の購入等に対し、一定要件のもと、融資を行います。

2 - 2 水質の保全

- (1) 公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を定期的かつ的確に把握するために水質測定を行います。
- (2) 富士五湖の水質調査を行い、汚濁の原因を解明し、富栄養化を防止する等、水質の保全に努めます。
- (3) 「水質汚濁防止法」等に基づき、工場や事業場に対し排水規制、地下水汚染の未然防止に係る規制を行うとともに、監視、指導を徹底します。
- (4) 「山梨県生活排水処理施設整備構想2017」に基づき、地域特性を踏まえ、流域下水道、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティプラント、浄化槽などの生活排水処理施設の効率的かつ適切な整備を推進するとともに、適正な維持管理の徹底を促進します。
- (5) 化学肥料及び化学合成農薬の使用の低減や農地等における硝酸性窒素等による環境への負荷の低減を図るとともに、家畜排せつ物の適正処理による水質汚濁物質の排出抑制を促進します。
- (6) 事業者が行う水質汚濁防止のための施設の整備に対し、一定要件のもと、融資を行います。

2 - 3 化学物質による環境汚染の防止

- (1) ダイオキシン類による環境汚染の状況を把握するため、大気、水質、土壌中の濃度を測定します。
- (2) 「ダイオキシン類対策特別措置法」等に基づき、ダイオキシン類の発生源となる廃棄物焼却炉等を設置する工場や事業場の監視、指導を徹底します。
- (3) 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、排出事業者へ化学物質の排出・移動量の把握と届出を指導し、環境汚染の未然防止を促進します。
- (4) 県民、事業者、県が環境中に排出される化学物質について正確な情報を共有化し、相互に意思疎通を図る化学物質の管理に関するリスクコミュニケーション の促進を図ります。
- (5) 「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、適正処理の促進を図るとともに、中小企業者等が保管するポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理費用の軽減を図るため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」に拠出します。
- (6) 事業者が行う「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設から発生又は排出されるダイオキシン類を処理するための施設の整備に対し、一定の要件のもと、融資を行います。

2 - 4 騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染等の防止

- (1) 主要道路の騒音の状況を継続的に把握し、各種の騒音対策の基礎資料とするため、自動車騒音の常時監視を行います。
- (2) 関係機関との連携を図りながら、「山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例」に基づき、富士五湖における静穏を保全します。
- (3) 地盤沈下量の状況を正確に把握するため、一級水準測量や地下水位観測を行います。
- (4) 土壌汚染の未然防止に向けて、工場や事業場等に対して施設の構造や有害物質の適正管理等について指導を行います。また、「土壌汚染防止法」に基づき、土壌汚染の把握及び土壌汚染による健康被害防止のため、適切な指導を行います。
- (5) 良好な照明環境を実現するため、広域に影響が及ぶサーチライトなどによる光害 を防止します。
- (6) 事業者が行う騒音・振動・悪臭等を防止するための施設の整備に対し、一定要件のもと、融資を行います。

2 - 5 放射性物質 の監視

- (1) 環境放射能 モニタリング調査を継続的に実施し、その結果を公表します。

2 - 6 魅力ある景観づくり

- (1) 市町村における「景観計画」の策定や計画に基づく取組を支援し、地域の風土や歴史、産業などと密接に関わって形成されてきた県土固有の景観の保全と創造を促進します。
- (2) 電線類の地中化や街路樹等の植栽の整備による良好な道路景観の形成を図るとともに、地域住民による建築協定の締結や優れた建築物への表彰により個性的で優れた街並み景観の形成を図るなど、魅力ある街並みづくりを促進します。
- (3) 良好な都市環境を形成するため、都市公園の緑の保全や憩いの空間造りを推進します。
- (4) 「山梨県屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の設置、管理について必要な規制を行い、地域の良好な景観や美観の維持を図ります。
- (5) 森林景観形成・修景のための眺望伐採、森林整備を行い、登山者、旅行者等に親しまれる美しい森林景観形成の推進に努めます。
- (6) 農業者や地域住民が参加した地域共同組織による保全活動を支援し、多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図ることにより、個性ある良好な農山村景観の創造に努めます。
- (7) 歴史上又は芸術上価値の高い建造物などの有形文化財、史跡、名勝などの保護を図ります。
- (8) 多くの県民が利用する公用、公共用施設の緑化を推進するとともに、工場、事業所等における緑地の確保を促進します。
- (9) 緑豊かな生活環境をつくるため、地域において県民、民間団体、事業者の緑化活動への取組を促進します。

環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	大気汚染に係る環境基準達成率 (二酸化硫黄)	3/3(H24) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)	3/3(H30) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)
2	大気汚染に係る環境基準達成率 (一酸化炭素)	2/2(H24) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)	2/2(H30) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)
3	大気汚染に係る環境基準達成率 (浮遊粒子状物質)	12/12(H24) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)	12/12(H30) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)
4	大気汚染に係る環境基準達成率 (二酸化窒素)	11/11(H24) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)	11/11(H30) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)
5	大気汚染に係る環境基準達成率 (光化学オキシダント)	0/11(H24) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)	達成率の向上 を図ります。
6	大気汚染に係る環境基準達成率 (微小粒子状物質)	5/5(H24) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)	6/6(H30) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)
7	エコドライブ宣言車両率	20.1% (H24)	22% (H30)
8	水質汚濁に係る環境基準達成率(河川)(BOD)	河川22地点中 21地点(H24)	河川22地点中 22地点(H30)
9	水質汚濁に係る環境基準達成率(湖沼)(COD)	湖沼5地点中 5地点(H24)	湖沼5地点中 5地点(H30)
10	生活排水クリーン処理率	80.7% (H27)	87.3% (H35)
11	ダイオキシン類の環境基準達成地点数 (大気、公共用水域、地下水質及び土壌)	すべての調査 地点で達成(H24)	すべての調査 地点で達成(H30)
12	自動車騒音に係る環境基準達成率	環境基準の 全国平均達成率 (H23全国平均91.8%)	全国平均を 上回る達成率を 維持します。
13	国・県指定文化財の新規指定件数	-	25件(H30)
14	「緑の教室」受講者数	980人(H24)	1,380人(H35)

()内は年度

次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標10: 山梨県生活排水処理施設整備構想2017(H28～37)
- 指標13: 新やまなしの教育振興プラン(H26～30)
- 指標14: 山梨県緑化計画(H26～35)

第3節 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり

現状と課題

富士山や南アルプスなどの急峻な山々に囲まれ、盆地特有の内陸的気候の特徴を有する本県には、温暖な低地から寒冷な高山帯まで、自然環境の特性に応じた様々な動植物が生息・生育しています。また、県土面積の78%を占める森林は、本県の豊かな自然環境の基盤を成しており、森林によって育まれた水は、富士川、相模川、多摩川水系等により、上下流域に多くの恵みを与えています。

これら豊かな自然環境が創り出す優れた自然風景を保全し、適正な利用を図るため、県内には国立・国定・県立合わせて6地域、12万1千ha(県土面積の27%)の自然公園が指定され、自然の保護及び適切な利用のための施設整備を行っているほか、森林の持つ水源涵養^{かん}や県土保全等の機能を高度に発揮させるため、保安林の計画的な指定や維持管理を行っています。

また、我が国では、「自然環境保全法」(昭和47(1972)年制定)や「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成4(1992)年制定)等に基づき、原生的な自然環境や希少な野生動植物の保全、保護に努めていますが、本県においても、生物多様性の確保のため、野生生物について、鳥獣保護区^{くわ}の指定による生息環境の保全や、絶滅のおそれのある種の保護などの取組を行っています。

こうした中で、近年、希少野生動植物の個体数の減少が見られ、本県でも、特別天然記念物であり、「国内希少野生動植物種」に指定されているライチョウの個体数の激減が懸念されています。また、氷河時代の遺存種であるキタダケソウや、アツモリソウなども「特定国内希少野生動植物種」に指定されており、これらの貴重な野生動植物の保護を図っていくことも必要です。

一方、自然環境は、私たちの心を癒す機能を有していることから、適正な保全と利用が求められており、そのため、自然とのふれあいを確保しつつ、自然環境の保全を図る必要があります。

さらに、環境に影響を及ぼすおそれのある開発事業については、環境保全上の支障を未然に防止するため、予め、事業者が地域の環境を十分調査し、事業実施に伴う影響を予測、評価するとともに、その結果を公表する環境影響評価(環境アセスメント)制度が不可欠です。本県では、平成11(1999)年6月、大規模な開発事業の実施による環境への負荷をできる限り小さくするための手続き等を定めた「山梨県環境影響評価条例」を施行しました。本県の豊かな自然を将来の世代に引き継いでいくため、今後とも、環境影響評価制度の適切な運用を図っていく必要があります。

施策の方向

3 生物多様性に富んだ 自然共生社会づくり

3 - 1 多様な自然環境の保全

3 - 2 野生動植物の保護と適正な管理の推進

3 - 3 自然公園等の管理

3 - 4 自然とのふれあいの増進

3 - 5 環境影響評価制度の実施等

3 - 1 多様な自然環境の保全

- (1) 富士山、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父山塊などの原生の自然や景観を将来の世代に引き継いでいくため、県民、事業者、関係機関との連携を図りながら、環境保全に関する施策を進めます。
- (2) 県土面積の78%を占める森林の有する水源^{かん}涵養、県土の保全、地球温暖化防止、保健休養、生態系の確保などの公益的機能を発揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を図ります。
- (3) 多様な生態系や潤いのある水辺環境を保全するため、生態系や自然環境等に配慮し、自然環境と調和した河川整備を推進します。
- (4) 温泉資源の保護を図るため、温泉資源調査などを実施するとともに、可燃性天然ガスによる事故の未然防止や適正な利活用に向けた取組を進めます。
- (5) 本県特有の農村景観や恵まれた生態系等を保全するため、自然環境に配慮しつつ農業生産基盤の整備を進めるとともに、地域住民による景観形成活動や生態系保全等の取り組みを推進します。
- (6) 県森林面積の46%を占める県有林では、環境への配慮など国際的な基準により認められた管理経営を進めます。

3 - 2 野生動植物の保護と適正な管理の推進

- (1) 鳥獣保護区の指定や鳥獣の生息状況の把握、傷病鳥獣の保護など、人と野生鳥獣との共生及び生物多様性の確保に関する総合的な取組を推進します。

- (2) ニホンジカ、イノシシ等、個体数の管理が必要な鳥獣については、特定鳥獣保護管理計画に基づき、個体数の適正な管理を行います。
- (3) 県内の希少な野生動植物の生息・生育状況をとりまとめた県レッドデータブックを活用するとともに、希少野生動植物種の保護に関する条例に基づき、希少野生動植物の捕獲・採取や取引を規制し保護に努めます。
- (4) 山岳レンジャーの巡回監視活動により、自然植生の分布地域や天然記念物、自然記念物等の保護に向けた取組を推進します。
- (5) 様々な主体と連携を図るなかで、愛鳥週間など関連行事を活用したイベントを実施し、鳥獣保護思想の普及啓発を図るとともに、これらの活動への県民、民間団体、事業者等の積極的な参加を促進します。
- (6) 在来種の生息を脅かす外来生物の繁殖抑制や人為的な移入防止に努めます。
- (7) 学術上価値の高い動物、植物について、文化財(天然記念物)としてその保護を図ります。

3 - 3 自然公園等の管理

- (1) 優れた自然環境を保全していくため、自然公園、自然環境保全地区及び自然記念物の指定を行い、開発行為等の規制による保全に努めるとともに、自然の劣化が見られる場合は、適切な手法により本来の自然環境の再生に努めます。
- (2) 自然公園、自然環境保全地区及び自然記念物については、地元の協力を得ながら、巡視、清掃活動を推進するとともに、市町村が行う管理用道路や解説板などの整備に助成します。
- (3) 自然公園、自然環境保全地区及び自然記念物を自然監視員・山岳レンジャーが巡回監視することで、自然環境保全を図るとともに、訪れる人々への自然環境保護意識の高揚を図ります。

3 - 4 自然とのふれあいの増進

- (1) ハヶ岳自然ふれあいセンターなどの県有施設における体験学習をはじめとした、自然とのふれあいを目的とした各種講座の開催など、自然環境の保全、保護意識の向上を図るための普及啓発を進めます。
- (2) 県民の行う身近な緑化活動を支援するため、緑づくりの専門家の養成や緑化活動に関する情報提供等を行います。
- (3) 森林や緑を大切に作る心を育てるため、小学生以下の児童を対象とした、環境教育プログラムを推進します。

- (4) 森林内での体験活動や森林環境教育の場として「森林文化の森」の積極的な活用を図ります。
- (5) 生態系の保全や自然とのふれあいの場の確保、周辺の自然環境との調和を図るなど環境に配慮した整備を推進します。
- (6) 山岳地域においては、自然環境の保全と自然景観の確保を目的に、登山道や山小屋のトイレの改善・設置を図るための取組を進めます。
- (7) 山岳景観、豊かな自然や果物をはじめとする様々な農産物などの農山村資源を生かし、都市農村交流や二地域居住を促進していきます。
- (8) 自然散策やフットパス、スポーツ体験、フルーツ狩りなど、本県の地域資源を生かした体験プログラムの開発を推進します。
- (9) 温泉や森林、高原気候などの地域資源を活用した健康プログラムを提供することにより、環境との共生を図りながら、観光振興や健康増進を目指すウェルネスツーリズムを推進します。

3 - 5 環境影響評価制度の実施等

- (1) 公共事業や大規模な開発行為等による環境への負荷の軽減を図ることにより、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保を図るため、「山梨県環境影響評価条例」等に基づく環境影響評価制度の適正な運用を行います。
- (2) 環境影響評価制度の実効性を高めるため、県民や事業者等への情報提供等を行います。

環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	自然環境保全地区面積(自然造成地区は除く。)	3,650ha(H24)	3,650ha(H30)
2	鳥獣保護区等指定面積	74,795.9ha(H24)	74,795.9ha(H28)
3	自然公園等利用者数	4,179万人(H24)	4,400万人(H30)
4	県内の山小屋トイレの整備率	87.0%(H25)	91.0%(H30)
5	ニホンジカの推定生息数	69,917頭(H24)	33,000頭(H35)
6	獣害防止柵の整備による被害防止面積	3,531ha(H26)	4,500ha(H31)
7	身近な自然環境や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備計画における河川整備率	50.6%(H26)	58.7%(H31)
8	森林整備の実施面積	4,685ha(H26)	6,000ha/年(H31) (H27～31の年平均)

()内は年度

次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標2: 第11次鳥獣保護管理事業計画(H24～28)
- 指標5: 第2期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画(H24～28)
- 指標6: 新・やまなし農業大綱(H27～31)
- 指標7・8: 山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～31)

第4節 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり

現状と課題

地球環境問題は、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など多岐にわたっていますが、地球温暖化による気温の上昇や気候の変動、海面水位の上昇、疫病の増加、生態系や農作物への影響などは、地球規模で様々な影響を与えるのみならず、将来の世代にも深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

地球温暖化の進行は、気候変動により人類の生存基盤及び社会経済の存立基盤を揺るがす重大な脅威です。国では、現在及び将来における国民の生命・身体・財産の安全を確保するため、切れ目なく地球温暖化対策を推進する方針を掲げています。本県においても、国の方針を踏まえ、対策を着実に実施していく必要があります。

一方、オゾン層の保護については、国際的な「ウィーン条約」、国内の「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン類法）」等により、特定フロン等の回収・破壊などの取組が図られ、オゾン層破壊物質の大気中への排出抑制が進んでいます。

これら地球環境問題は、私たちの日常生活や経済活動による環境への負荷が原因となって引き起こされていますが、環境への負荷の発生源のみならず、国境や地域を越えて地球規模で影響が及ぶことから、私たち一人ひとりが地域レベルでの取組を推進するとともに、国際的な協調のもと、対策を講じていく必要があります。

施策の方向

4 地球環境の保全に 貢献する地域社会づくり

4 - 1 地球温暖化の防止

4 - 2 クリーンエネルギーの導入促進

4 - 3 オゾン層の保護対策の推進

4 - 1 地球温暖化の防止

- (1) 「山梨県地球温暖化対策実行計画」に基づき、県民、民間団体、事業者、市町村との連携を図りながら実効性のある取組を推進します。
- (2) 市町村における地方公共団体実行計画の策定や計画に基づく取組を支援します。
- (3) 「山梨県地球温暖化防止活動推進センター」と連携し、地球温暖化対策の重要性についての普及啓発、相談・助言などを行います。
- (4) 地域や家庭において地球温暖化対策に関する普及啓発や実践活動へのアドバイスを行う「地球温暖化防止活動推進員」の活動を通じ、市町村、団体などを支援します。
- (5) 日常生活に伴う二酸化炭素排出量を削減するため、広報誌などによる情報提供、家庭における温室効果ガス削減対策の実践を促進させる取組を行います。
- (6) エネルギー効率に優れた次世代自動車等の環境負荷の低い自動車の普及拡大を推進します。
- (7) アイドリングストップ等エコドライブの普及啓発を図ります。
- (8) 自家用車と鉄道、バスを組み合わせたパークアンドライドの普及啓発やエコ通勤の推進等により、公共交通の利用を促進し、自動車の交通量の低減を図ります。
- (9) 「山梨県地球温暖化対策条例」に基づき、適切な森林整備を行うことで森林吸収量の目標の達成を図ります。
- (10) 森林による二酸化炭素の固定化を促進するため、公共施設や公共工事等における県産木材の利用や県産木材を使用した木造住宅の需要の拡大など、木材資源の循環利用を推進します。
- (11) 県有林内における適切な間伐などによる二酸化炭素の吸収量をクレジット化し、カーボン・オフセットに取り組む企業、団体等へ販売するとともに、その収益を県有林の森林整備に活用します。

4 - 2 クリーンエネルギーの導入促進

- (1) 地域資源を最大限活用して、景観・自然環境への影響や安定供給の課題を考慮しながら、適切に多様なクリーンエネルギーの導入を拡大します。
- (2) 県内の森林資源を有効活用するため、製材残材や未利用間伐材などの木質バイオマスの利活用を推進します。
- (3) クリーンエネルギーである水素を活用する家庭用燃料電池や燃料電池自動車等の普及啓発を図るとともに、水素・燃料電池関連産業の集積と育成を図ります。
- (4) 事業者が行うクリーンエネルギーに関する施設や設備に対し、一定の要件のもと、融資を行います。
- (5) 既設水力発電所の安定的稼働によりクリーンエネルギーの安定供給に努めます。

- (6) 自立・分散型エネルギー社会の構築に向け、平成25(2013)年度から10年間で10地点程度の小水力発電の開発を目指す「やまなし小水力ファスト10」を推進します。
- (7) 自立・分散型エネルギー社会の構築に向け、水力発電の有望地点について開発調査を行います。
- (8) 農村地域が有する豊かな資源を活用した再生可能エネルギーを積極的に導入し、農業関係施設の維持管理費等の低減を図るため、農業用水への小水力発電の施設整備等を推進します。また、市町村や土地改良区に対する研修会等を実施し、導入の取り組みを支援します。
- (9) 再生可能エネルギーの普及促進を図るため、超電導等による電力貯蔵技術の実用化を推進します。
- (10) 米倉山太陽光発電所PR施設「ゆめソーラー館やまなし」及び「クリーンエネルギーセンター」を拠点に学習講座等を実施するとともに、再生可能エネルギー等に関する情報発信を行います。

4 - 3 オゾン層の保護対策の推進

- (1) 県民、事業者に対して特定フロン類の適正回収・破壊処理等に関する普及啓発を行うとともに、「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」及び「自動車リサイクル法」等に基づき、冷凍空調機器、カーエアコンなどからの特定フロン等の回収・破壊処理等を促進します。
- (2) 事業者が行う代替フロン、脱フロンのための施設や設備の整備に対し、一定要件のもと、融資を行います。

環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	温室効果ガス総排出量	7,058千t-CO ₂ (H25)	基準年度(H25)比 18%削減 (森林吸収含む) (H32)
2	森林吸収源対策による 森林の二酸化炭素吸収量	971千t-CO ₂ (H25)	808千t-CO ₂ (H32)
3	木質バイオマス利用施設数	23施設(H26)	28施設(H32)
4	クリーンエネルギー導入出力 (住宅用太陽光発電)(10kw未満)	8.9万kW(H26)	14万kW(H32)
5	クリーンエネルギー導入出力 (小水力発電)	1.0万kW(H26)	1.2万kW(H32)
6	エコドライブ宣言車両率(再掲)	20.1%(H24)	22%(H30)

()内は年度

次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1,2:山梨県地球温暖化対策実行計画
(H29～32(短期目標)、42(中期目標)、2050年(長期目標))
- 指標3:やまなし森林・林業振興ビジョン(H27～36)
- 指標4,5:やまなしエネルギービジョン

第5節 持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり

現状と課題

現在の環境問題は地球規模で発生しており、私たちの日々の生活や事業活動に起因する環境への負荷が、自分たちばかりでなく、地球規模の環境にまで大きな影響を及ぼしています。

こうした問題を解決し、持続可能な社会を構築していくためには、私たち一人ひとりがライフスタイルや事業活動のあり方を再考し、環境保全のために主体的に行動していくことが不可欠になっており、環境教育の果たす役割がますます重要になっています。

このため国では、平成23(2011)年に「環境教育等促進法」を制定し、環境と社会、経済及び文化のつながりや環境保全について理解を深めるための教育や学習を推進することとしています。

また、本県では、環境教育を推進する上での基本的な考え方や各主体の役割、県の環

境教育に関する施策の方向性を明らかにし、県民や学校、民間団体、事業者が様々な環境保全活動を活発に展開できるよう、様々な場における具体的な取組を体系的に分かりやすく整理した「環境教育等推進行動計画」を平成25(2013)年3月に策定しています。

今後は、法や計画に基づき、環境教育を担う人材の育成、体験を重視した環境学習の機会の提供、地球温暖化などの地球規模の環境問題の防止に向けた環境教育などを豊かな自然に恵まれた本県の特徴を生かしながら、一層進めていくことが求められています。

また、県内では、これまでも環境美化活動や緑化活動、地球温暖化防止に向けた取組などが積極的に行われてきているところですが、今後も、こうした取組の輪を広げていくことが必要です。

施策の方向

5 持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり

5 - 1 多様な環境教育・環境学習の推進

5 - 2 人材の育成・活用

5 - 3 環境に関する活動の展開

5 - 4 協働取組の促進

5 - 1 多様な環境教育・環境学習の推進

- (1) 「やまなし環境教育等推進行動計画」に基づき、環境教育や環境学習に係る施策の総合的、計画的な推進を図ります。
- (2) 学校教育や社会教育における、環境学習や自然体験活動等を通して、特色のある環境教育を推進するとともに、環境保全活動につなげる取組を進めます。
- (3) 学校、民間団体、地域と連携する中で、こどもエコクラブ や緑の少年隊 などの活動の促進を図るとともに、高齢者に対しても環境について学ぶ機会を提供します。
- (4) 環境に関する職場研修や地域における環境学習を行うにあたり、やまなしエコティーチャーなどの積極的な活用を促進します。
- (5) 市町村の自主的な環境学習活動を支援するため、啓発資料等の提供を行います。
- (6) 県有施設を中心に、環境問題に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度と環境問題解決のための能力を身につけるための学習の機会を提供します。
- (7) 自然体験等の場として環境教育に活用される土地や建物を環境教育等促進法の「体験の機会」の場として認定します。
- (8) 水の大切さや様々な動植物を育む水辺環境の多様な価値などを伝える体験型の学習プログラムを実施するなど、身近な水辺環境を活用した環境教育、環境学習を推進します。

5 - 2 人材の育成・活用

- (1) 県民・事業者の環境教育や環境学習を支援するため指導者を派遣し人材の育成に努めるとともに、指導者同士のネットワーク化を図ります。
- (2) 森林総合研究所などにおいて、教職員等を対象とした環境教育等に関する指導者養成のためのプログラムを実施します。

5 - 3 環境に関する活動の展開

- (1) 県、民間団体、事業者、市町村が協働して行うやまなしクリーンキャンペーンなど、身近な環境保全活動への参加機会の提供により、環境に配慮した行動の定着を図ります。
- (2) 県民、事業者等が自らの手で道路、河川、公園等の清掃、植栽などの美化活動を行う土木施設環境ボランティアにより、身近な公共施設の環境美化を進めます。
- (3) 環境月間や河川愛護月間などにおける普及啓発活動を推進し、県民、事業者等の環境保全意識の醸成と自発的な環境保全活動を促進します。

- (4) 様々な主体と連携を図るなかで、愛鳥週間など関連行事を活用したイベントを実施し、鳥獣保護思想の普及啓発を図るとともに、これらの活動への県民、民間団体、事業者等の積極的な参加を促進します。
- (5) 市町村によるごみの減量化、リサイクル、省エネルギー、緑化活動など、地域の特性を踏まえた環境の保全と創造に関する活動の促進と、こうした実践活動に対する支援を行います。
- (6) 「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」に基づき、県自らが事業者として、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物の減量化、リサイクルの推進を図るなど、環境への負荷の低減と地球温暖化の防止に取り組みます。
- (7) 県民の行う身近な緑化活動を支援するため、緑づくりの専門家の養成や緑化活動に関する情報提供等を行います。
- (8) 県民や企業・団体など様々な主体の参加による森づくりを推進するとともに、多くの県民が森づくり活動の効果に関心をもつ契機とするため、企業・団体が県内で行う森づくり活動に対してそのCO₂吸収量を認証します。

5 - 4 協働取組の促進

- (1) 県民、事業者、民間団体等で組織する「環境パートナーシップやまなし」の一員として、環境教育事業を実施するとともに、環境保全を行っている団体などのネットワークづくりを進めます。
- (2) (公財)やまなし環境財団や(公財)山梨県緑化推進機構、やまなし森づくりコミッションを通じ、企業や民間団体による環境保全活動や森林ボランティア活動等への支援を図るとともに、民間団体間の交流を促進します。
- (3) 上流域と下流域との住民、市町村、企業等が一体となって、流域に与えている環境負荷やその改善のために果たすべき役割を認識し、クリーンキャンペーンや交流会など、水環境を保全するための取組を促進します。
- (4) 事業者、民間団体などで構成する「山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会」と協働してマイバッグ等の持参促進によるレジ袋の削減に取り組みます。

環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	森林環境教育の実施教育機関数の割合	62%/年(H24)	70%/年(H35)
2	富士山科学カレッジ修了者数	29人/年(H24)	32人/年(H30)
3	環境学習指導者派遣事業参加者数	3,133人/年 (H15～24平均)	3,100人/年 (H30)
4	環境美化活動参加者数	546,285人/年 (H15～24平均)	540,000人/年 (H30)
5	土木施設環境ボランティア数	71団体(H20)	86団体(H26)
6	森林ボランティア団体数	73団体(H22)	100団体(H33)
7	企業・団体の森づくり活動箇所数	59箇所/年(H24)	90箇所/年(H35)
8	「緑の教室」受講者数(再掲)	980人(H24)	1,380人(H35)

()内は年度

次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標5:山梨県社会資本整備重点計画-第2次-(H20～26)
- 指標1,7,8:山梨県緑化計画(H26～35)

第6節 環境の保全と創造のための基盤づくり

現状と課題

県民、民間団体、事業者等に対して環境問題に関する理解や環境活動への自主的な取組を積極的に進めていくためには、環境情報の充実はもとより、正確な情報の迅速な提供が不可欠です。

県では、大気や水質の状況等を常時監視するなど、監視体制の整備を図るとともに、環境情報の収集及び提供に取り組んでいます。

環境に関する情報については、環境白書「やまなしの環境」の発行や、県のホームページ上の「やまなしの環境」への環境情報の集約などにより、多岐に渡る環境情報を総合的に収集するとともに、県民等の各主体が活用できるよう、情報発信に努めています。

一方、環境の保全を適切・効果的に進めていくためには、情報の収集だけでなく、関連する技術動向の把握や、様々な環境問題への対策に資する調査研究や技術開発を行うことも重要です。

本県では、衛生環境研究所等の県立試験研究機関において、環境モニタリングによる県内の環境の状態を把握するとともに、環境の保全や各種環境問題の原因究明及び対策に関する調査研究や技術開発を推進しています。

さらに、環境に関する情報発信や環境保全に関する国際シンポジウム、フォーラムの開催や、国内外の各種研究機関等との連携により、情報や人材、技術の交流を行っています。

今後も、本県の環境の現状を正確に把握するとともに、循環型社会の構築、自然との共生、地球環境保全等に資する調査研究や技術開発を推進していくことが求められています。

施策の方向

6 環境の保全と創造のための基盤づくり

6 - 1 環境情報の総合的な収集・提供体制の確立

6 - 2 環境モニタリング・環境科学研究の推進

6 - 3 国際協力の推進

6 - 1 環境情報の総合的な収集・提供体制の確立

- (1) 環境情報センター等における環境情報の充実を図り、様々な機会を捉えて提供します。
- (2) 「やまなしの環境」などの発行やホームページの情報充実など、様々な媒体を活用し、県民、民間団体、事業者等へ利便性の高い正確な情報を速やかに提供する体制の確立に努めます。
- (3) 環境に関するパネルや映像資料の貸し出し、各種パンフレットやチラシの配布など広く環境情報を発信します。
- (4) 県立試験研究機関の環境分野における研究成果が県民生活に普及し、実際に活用されるよう、積極的に情報提供を行います。

6 - 2 環境モニタリング・環境科学研究の推進

- (1) 大気汚染や水質汚濁、自動車騒音、ダイオキシン類等の化学物質の環境中の濃度など、定期的な監視、分析、測定を行います。
- (2) 環境分野に関する調査研究の実施とともに、県内外の研究機関や大学等との連携による、互いの技術力や研究成果を活用した調査研究の推進を図ります。

6 - 3 国際協力の推進

- (1) 国内外の研究機関等との連携により、環境に関するシンポジウムや学会、フォーラム等を開催し、本県の環境科学研究の推進を図ります。
- (2) 若手研究者の育成や研究機関の活性化等を図るため、国内外の研究機関・研究者との連携や交流、情報交換を進めます。

環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	環境情報センター利用者数	6,661人/年(H24)	12,000人/年(H30)
2	やまなしの環境アクセス数	9,146件/年(H24)	12,000件/年(H30)
3	環境に関するフォーラム、国際シンポジウム参加者数	262人/年(H24)	300人/年(H30)

()内は年度

第6章 重点的に取り組む施策

本計画の基本目標や目指すべき将来像を実現するため、本県の自然的、地域的な特性を踏まえ、環境に関する重要課題及び国際社会の一員として取り組むべき課題などについて、重点的に取り組む施策として位置づけ、それぞれの現状と課題を整理し、施策の方向を示します。

具体的には、重点的に取り組む分野を次のとおりとし、これらについて施策の方向性を示します。

- 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全 (第1節)
- 健全な森林・豊かな緑の保全 (第2節)
- 持続可能な水循環社会づくり (第3節)
- 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり (第4節)
- 廃棄物等の発生抑制等の推進 (第5節)
- 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進 (第6節)
- エネルギーの地産地消による地球温暖化対策の推進 (第7節)

重点的に取り組む施策

富士山の環境保全	森林・緑の保全等	水環境の保全等	景観保全・農業
<p>重点1 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全</p> <hr/> <p>(1) 多様な自然環境の保全 (2) 優れた景観の保全 (3) 富士北麓の不法投棄対策の推進</p>	<p>重点2 健全な森林・豊かな緑の保全</p> <hr/> <p>(1) 森林の多面的機能の発揮の促進 (2) 森林環境教育の推進 (3) 緑化の推進 (4) ふれあいの機会の提供</p>	<p>重点3 持続可能な水循環社会づくり</p> <hr/> <p>(1) 健全な水循環の維持 (2) 水環境の保全 (3) ふれあいの機会の提供</p>	<p>重点4 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり</p> <hr/> <p>(1) 美しい景観の保全・整備の推進 (2) 環境の保全に資する農業の促進</p>

廃棄物対策	鳥獣害対策	地球温暖化対策
<p>重点5 廃棄物等の発生抑制等の推進</p> <hr/> <p>(1) 発生抑制等に関する役割や取組の明確化 (2) 不法投棄対策等の推進</p>	<p>重点6 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進</p> <hr/> <p>(1) 野生鳥獣の保護管理の推進 (2) 鳥獣害防止対策の強化</p>	<p>重点7 エネルギーの地産地消による地球温暖化対策の推進</p> <hr/> <p>(1) クリーンエネルギーの導入促進 (2) 省エネルギー対策</p>

<図6-1 環境の各分野と重点的に取り組む施策との関係 イメージ図>



第1節 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全

現状と課題

富士箱根伊豆国立公園に指定されている地域には、青木ヶ原樹海、ブナ林、アカマツ林、ハリモミ純林などの自然林や原生林が分布しているほか、富士五湖では、天然記念物のフジマリモの生育が確認され、また、ガン、カモ類の飛来が多く、溶岩洞窟には希少なコウモリ類も生息しているなど、多様な動植物が数多く見られます。

標高が日本一高い成層火山で、かつ独立峰であり、広い裾野を持つ円錐型の富士山は、見る人を魅了する日本一の美しさや迫力を持ち、四季折々でその姿を変える眺望も富士山の景観を特徴づけるものです。

また、富士山は、豊富な地下水などの恵みをもたらし、この恵みは、特色ある地域社会を形成し、潤いに満ちた文化を育んできました。

これら富士山及び周辺地域の豊かな自然と美しい景観を次の世代に継承していくため、本県では、富士箱根伊豆国立公園指定60周年を契機に、その歴史を踏まえつつ、新たな時代を展望した「富士山総合環境保全対

策基本方針」を平成10(1998)年に策定して、総合的な保全対策に取り組んできました。

同時に、富士山の環境保全に取り組むため、静岡県と連携するなかで平成10(1998)年に「富士山憲章」を、平成23(2011)年に2月23日を富士山の日とする「山梨県富士山の日条例」を制定し、全国に向け、その理念等の普及啓発に努めてきました。

しかしながら、オフロード車による自然破壊や、山麓部の不法投棄など富士山の自然環境や景観に影響を及ぼす問題も発生しています。

一方、富士山は、雄大さ、気高さ、美しさなどを基盤とし、信仰や芸術を生み出した山として、平成25(2013)年6月、世界文化遺産に登録されました。

私たちは、富士山とその周辺地域の自然環境や景観を守り、世界遺産としてふさわしい富士山の保全に取り組んでいく必要があります。

施策の方向

重点1 富士山及び周辺地域の 良好な環境の保全

1 - 1 多様な自然環境の保全

1 - 2 優れた景観の保全

1 - 3 富士北麓の不法投棄対策の推進

1 - 1 多様な自然環境の保全

- (1) 「富士山憲章」及び「富士山の日」の理念にのっとり、富士山の環境保全と適正な利用を促進し、富士山を将来に引き継ぐよう、情報の発信を進めます。
- (2) 青木ヶ原樹海の原生的な自然を保全し、適正なエコツアーを確立するため、エコツアー主催者及び関係機関との合意のもと、策定、施行した「富士山青木ヶ原樹海エコツアーガイドライン」の周知と遵守の徹底を図ります。
- (3) 富士山を訪れる多くの来訪者が、マイカー（乗用車）の利用からシャトルバス等の公共交通の利用に転換するための取組に努めます。
- (4) 富士五湖の水質調査を行い、汚濁の原因を解明し、富栄養化を防止するなど、水質の保全に努めます。
- (5) 関係機関との連携を図りながら、「山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例」に基づき、富士五湖における静穏を保全します。
- (6) 県立試験研究機関において、富士山周辺の自然特性に関する調査・研究を進めます。
- (7) 富士山の環境保全を推進するため、富士山世界遺産センターを拠点として、意識啓発を行うとともに、富士山レンジャー等による環境保全活動を進めます。

1 - 2 優れた景観の保全

- (1) 「富士山包括的保存管理計画」の見直しや富士山の文化的な価値の啓発などを行い、世界文化遺産である富士山を世界に誇れる山として保全し、その美しい景観を将来に引き継いでいくための取組に努めます。
- (2) 森林景観形成・修景のための眺望伐採、森林整備を行い、登山者、旅行者等に親しまれる美しい森林景観形成の推進に努めます。
- (3) 富士五湖など構成資産周辺や幹線道路沿いの屋外広告物について県条例の規制を強化（景観保全型広告規制地区を指定）するなど、景観と調和した秩序ある地域づくりを進めます。
- (4) 世界文化遺産景観形成地区において、富士山全体の景観の神聖さ・美しさを阻害する要因を改善するための修景事業を市町村と共に進めます。

1 - 3 富士北麓の不法投棄対策の推進

- (1) 多くの民間団体や関係機関の協力を得て設置した「富士山麓環境美化推進ネットワーク」の構成団体と連携し、富士山周辺地域における廃棄物不法投棄防止対策について、地域ぐるみの取組を進めます。

環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	富士山環境保全活動参加者数	34,988人/年(H27)	50,000人/年(H32)
2	富士山環境教育参加者数	27,855人(H27)	28,000人/年(H32)
3	富士山チップ制トイレ協力度	29%(H27)	100%(H32)
4	水質汚濁に係る環境基準達成率(湖沼) (COD)(再掲)	湖沼5地点中 5地点(H24)	湖沼5地点中 5地点(H30)
5	富士山科学カレッジ修了者数(再掲)	29人/年(H24)	32人/年(H30)
6	電線類の地中化延長(富士北麓地域)	17.3km(H26)	30.8km(H31)

()内は年度

次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1～3: 富士山を守る指標(H12～32)
(山梨県・静岡県共同で策定した指標であり、基準値・目標値は両県の数値を合算したものです)
- 指標6: 山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～31)

第2節 健全な森林・豊かな緑の保全

現状と課題

本県は、県土面積の78%を森林が占めており、県の人口1人当たりの森林面積4,078m²は、国の人口1人当たりの森林面積1,967m²の約2倍と、豊富な森林資源を有しているといえます(人口は平成24(2012)年10月1日現在)。

森林は、木材の生産のみならず、水源涵養機能、二酸化炭素を吸収し貯蔵する機能、多様な生態系を維持する機能、自然学習や環境教育の場としての機能といった公益的機能を含む多面的な機能を有しています。

しかし、木材価格の長期的な低迷、人件費等の経営コストの上昇などにより林業の採算

性は大幅に低下し、間伐等の保育や木材の利用が十分に行われない状況も見られ、こうした森林については、公益的機能を発揮させるため、公的関与による森林整備を行うことも必要です。

市街地における緑地については、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、余暇空間の創出など、県民の健やかで潤いのある生活環境の確保に大きな貢献をしています。

森林や緑地の有する多面的機能を十分発揮させていくためには、森林の適正な維持・管理を計画的に行っていくとともに、都市部での緑化を積極的に推進していく必要があります。

施策の方向

重点2 健全な森林・ 豊かな緑の保全

2 - 1 森林の多面的機能の発揮の促進

2 - 2 森林環境教育の推進

2 - 3 緑化の推進

2 - 4 ふれあいの機会の提供

2 - 1 森林の多面的機能の発揮の促進

- (1) 「やまなし森林・林業振興ビジョン」に基づき、本県の森林・林業・木材産業の振興を図るため、健全な森林づくりを推進するとともに、充実しつつある森林資源の循環利用を推進します。
- (2) 健康づくりの場として森林空間の利用に対する期待が高まるなか、人々に「和み」と「癒し」をもたらす機能を有する森林を活用する森林セラピー やツーリズムの視点を取り入れた森林活用を進めます。
- (3) 県土面積の78%を占める森林の有する水源涵養^{かん}、県土の保全、地球温暖化防止、保健休養、生態系の確保などの公益的機能を発揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を図ります。
- (4) 森林の公益的機能の持続的な発揮を図るため、管理不十分な森林について、森林環境税等を活用して、適正な森林整備を進めます。
- (5) 本県の森林面積の58%を占める保安林のうち、82%を占める水源涵養保安林^{かん}の機能を高度に発揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を進めます。
- (6) 県森林面積の46%を占める県有林では、環境への配慮など国際的な基準により認められた管理経営を進めます。
- (7) 原生的な自然や自然環境を保全するうえで重要な野生動植物の生育・生息地として、自然の推移に委ねることを基本とし、必要に応じて、植生の復元など森林生態系を適切に保全、管理します。
- (8) 環境に配慮した工法の導入等により、自然にやさしい治山・林道技術の向上を図ります。
- (9) 森林総合研究所において、本県特有の自然環境や資源の保全、新技術の開発などにつながる研究に取り組みます。

2 - 2 森林環境教育の推進

- (1) 教育関係機関と連携し、森林の整備及び保全に関する必要な知識の普及を進め、また、学校林を活用した体験活動を通じて森林環境教育の充実を図ります。
- (2) 森林や緑を大切にすることを育てるための、環境教育プログラムを推進します。
- (3) 森林内での体験活動や森林環境教育の場として「森林文化の森」の積極的な活用を図ります。

2 - 3 緑化の推進

- (1) 緑化活動に対する理解を深めるため、民間団体、市町村等関係機関との連携のもと、各種イベントを開催し、緑化の推進に関する普及啓発を進めます。
- (2) 多くの県民が利用する公用、公共用施設の緑化を推進するとともに、工場、事業所等における緑地の確保を促進します。
- (3) 植樹する場所の気象条件や土壌条件を十分考慮し、また、周辺環境の状況に応じた樹種や郷土種を中心に選定し、質の高い緑化を進めます。
- (4) 緑豊かな生活環境をつくるため、地域において県民、民間団体、事業者の緑化活動への取組を促進します。
- (5) 県民の行う身近な緑化活動を支援するため、緑づくりの専門家の養成や緑化活動に関する情報提供等を行います。

2 - 4 ふれあいの機会の提供

- (1) 県民が森林と親しみ、森林への理解が深められるよう森林公園や森林文化の森におけるプログラムの充実を図ります。
- (2) 山や森林に親しむことを通じて、さわやかな空気、清らかな水、緑豊かな美しい景観など山や森林から得られる恩恵や、それらによって育まれた文化、歴史を改めて認識してもらう契機とするため、「山の日宣言」の趣旨にのっとり、やまなし「山の日」実践活動などを展開します。

環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	荒廃した民有林の整備面積	3,888ha (H24～H28) H28は見込み	3,850ha (H29～H33)
2	森林整備の実施面積(再掲)	4,685ha (H26)	6,000ha/年(H31) (H27～31の年平均)
3	森林環境教育の実施教育機関数の割合(再掲)	62%/年(H24)	70%/年(H35)

()内は年度

次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1: 森林環境税保全基金事業第2期計画
- 指標2: 山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～31)
- 指標3: 山梨県緑化計画(H26～35)

第3節 持続可能な水循環社会づくり

現状と課題

本県は、富士山、南アルプス、八ヶ岳など雄大な山々に囲まれ、森林が県土面積の78%を占める森林県であり、豊かな森林によって育まれた水は、富士川、多摩川、相模川水系の上流のみならず下流にも多大な恵みをもたらしています。また、年間出荷額全国1位のミネラルウォーター、名水百選に選ばれた三分一湧水、忍野八海などに代表されるように、本県は良質な地下水及び湧水に恵まれており、生活用水の水源の約6割を地下水及び湧水に依存しています。

この水は、私たちの日常生活や事業活動に欠かせないものであり、工業用水、農業用水など様々な目的に利用され、また、河川、湖沼などの水辺は、野生の動植物、水生生物の生息、生育の場であるとともに、水や動植物とのふれあいの場として、人々の生活に潤いを与える空間となっています。

また、水は、雨となって地上に降りそそぎ、森林の土壌などに地下水として保水され、川を下り、海に注ぎ、蒸発して再び雨になるとい

うように自然のなかで循環しており、その過程で多くの汚濁物質が浄化され、水環境や生態系が守られていることから、健全な水循環を維持しつつ、水の利活用を図っていくことが重要となっています。

一方で、都市化の進展や山村地域の過疎化、産業構造やライフスタイルの変化などを背景とし、森林の荒廃、水源涵養機能^{かん}の低下、生態系への悪影響など、健全な水循環の確保に支障となる問題が表面化してきています。平成23(2011)年度から2箇年にわたって実施した水資源実態等調査では、本県の降水量、地下水賦存量が長期的に減少傾向にあることも明らかとなりました。

私たちの暮らしや産業などに欠かすことのできない貴重な水資源、多様な水生生物が生息、生育でき、人々が水とふれあえる豊かな水環境を将来にわたって保護、保全していくため、様々な分野における水政策を展開し、持続可能な水循環社会を目指して継続的に取り組んでいく必要があります。

施策の方向

重点3 持続可能な 水循環社会づくり

3 - 1 健全な水循環の維持

3 - 2 水環境の保全

3 - 3 ふれあいの機会の提供

3 - 1 健全な水循環の維持

- (1) 健全な水循環系の構築と水を生かした地域振興を図るため、「やまなし水政策ビジョン」に基づき、施策の展開を図ります。
- (2) 水資源の有限性や重要性について普及啓発を行うとともに、産業活動の進展や人口動態の変化による水需要の把握に取り組みます。
- (3) 「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」に基づき、地下水の適正採取や採取者に対する^{かん}涵養の指導など、地下水保全対策を推進します。
- (4) 「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」に基づき、地下水の保全と適正な利用を図るため、地下水位の状況を常時監視します。
- (5) 「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」に基づき、森林の土地売買等について事前に把握し、所有者等に助言をすることにより、水源地域内の適正な土地利用を図ります。
- (6) 県土面積の78%を占める森林の有する水源^{かん}涵養、県土の保全、地球温暖化防止、保健休養、生態系の確保などの公益的機能を発揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を図ります。
- (7) 本県の森林面積の58%を占める保安林のうち、82%を占める水源^{かん}涵養保安林の機能を高度に発揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を進めます。
- (8) 温泉資源の保護を図るため、温泉資源調査などを実施するとともに、可燃性天然ガスによる事故の未然防止や適正な利活用に向けた取組を進めます。
- (9) 上流域と下流域との住民、市町村、企業等が一体となって、流域に与えている環境負荷やその改善のために果たすべき役割を認識し、クリーンキャンペーンや交流会など、水環境を保全するための取組を促進します。

3 - 2 水環境の保全

- (1) 公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を定期的かつ的確に把握するために水質測定を行います。
- (2) 安全な水道水を安定的に供給するため、水道事業者等による適正な水質検査体制の整備を指導監督します。
- (3) 多様な生態系や潤いのある水辺環境を保全するため、生態系や自然環境等に配慮し、自然環境と調和した河川整備を推進します。
- (4) 河川等における生物の生息、生育、繁殖空間の維持・回復のための取組に努めます。
- (5) 汚濁が著しく進行している河川、湖沼については、流入対策とともに、底泥の除去や植生を活用した浄化対策を行います。

- (6) きれいでさわやかな水辺環境の保全に向けた普及啓発を行うとともに、県民、民間団体、事業者、市町村との連携のもと、水辺の美化活動を実施するなど、水辺環境の保護意識の向上と保全活動を促進します。

3 - 3 ふれあいの機会の提供

- (1) 水の大切さや様々な動植物を育む水辺環境の多様な価値などを伝える体験型の学習プログラムを実施するなど、身近な水辺環境を活用した環境教育、環境学習を推進します。

環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	森林整備の実施面積(再掲)	4,685ha (H26)	6,000ha/年(H31) (H27～31の年平均)
2	水質汚濁に係る環境基準達成率(河川)(BOD) (再掲)	河川22地点中 21地点(H24)	河川22地点中 22地点(H30)
3	水質汚濁に係る環境基準達成率(湖沼)(COD) (再掲)	湖沼5地点中 5地点(H24)	湖沼5地点中 5地点(H30)
4	生活排水クリーン処理率(再掲)	80.7%(H27)	87.3%(H35)
5	身近な自然環境や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備計画における河川整備率 (再掲)	50.6%(H26)	58.7%(H31)

()内は年度

次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1,5:山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～31)
- 指標4:山梨県生活排水処理施設整備構想2017(H28～37)

第4節 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり

現状と課題

本県における多様で豊かな自然や貴重な歴史的文化的資産は、山梨を象徴する美しい景観をつくりだしています。こうした自然景観や歴史的文化的景観は、私たちに、山梨に住むことの誇りとふるさととしての愛着を感じさせるものであり、このかけがえのない県民共有の財産を大切に守り育て、後世に継承していかなければなりません。

また、沿道のまち並みや住まいの周辺においては、公共施設、屋外広告物、公園緑地などが景観を構成する重要な要素であるため、これらの建築物等自体の美しさの追求と周辺景観との調和に配慮した景観づくりを進めるとともに、人々が集い、触れ合うことのできる憩いの場としての雰囲気づくりや地域の活性化にも配慮し、人間性豊かで魅力ある景観を創造していくことが必要です。

さらに、山梨のふるさとの景観は、農林業や商業など、住民の営む暮らしや経済活動の中で持続的に形成されてきたものであり、人々の生活や社会秩序を反映したものでもあります。地域における良好な景観づくりを進めるためには、郷土の景観を見つめる感性を育むとともに、住民や事業者と行政が共通の認識を持ち、それぞれの役割に応じ、県土の景観形成に協働して取り組む必要があります。

一方、県土の一部を構成する農村地域は、食料供給の機能のほか、上に挙げた良好な景観の形成や、国土保全、水源の涵養等といった多面的な機能を有しており、このような

機能を将来にわたって発揮させていく必要があります。

しかし、農業の生産面についてみると、農家のエコファーマー 取得の増大など環境保全型農業 の広がりがありますが、引き続き化学肥料、化学合成農薬の多投入による環境負荷の事態も見受けられます。

また、消費面では、食品の安全・安心、健康に対する関心の高まりから、有機農産物や化学肥料、化学合成農薬の使用を低減した農産物への消費者ニーズが高まってきています。

こうした状況に対応するため、家畜排せつ物などの有効利用によるたい肥を活用した土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用を減らした農業生産方式の普及、定着を図ることが必要です。また、消費者に対して、環境への負荷の低減を図るため、こうして地域で生産された農産物を積極的に購入するよう、普及啓発を図っていくことが不可欠です。さらに、資源の循環的な利用の観点から農業用廃プラスチックのリサイクルや適正処理を進めるなど、環境への負荷の低減を総合的に促進していく必要があります。

また、農業、農村の有する豊かな自然、景観は、地域全体の資源であり、これらを活かした環境と調和した農業、農村地域づくりを進めていくことが重要です。

施策の方向

重点4 環境にやさしく自然と 調和した美しい県土づくり

4 - 1 美しい景観の保全・整備の推進

4 - 2 環境の保全に資する農業の促進

4 - 1 美しい景観の保全・整備の推進

- (1) 市町村における「景観計画」の策定や計画に基づく取組を支援し、地域の風土や歴史、産業などと密接に関わって形成されてきた県土固有の景観の保全と創造を促進します。
- (2) 電線類の地中化や街路樹等の植栽の整備による良好な道路景観の形成を図るとともに、地域住民による建築協定の締結や優れた建築物への表彰により個性的で優れた街並み景観の形成を図るなど、魅力ある街並みづくりを促進します。
- (3) 良好な都市環境を形成するため、都市公園の緑の保全や憩いの空間造りを推進します。
- (4) 「山梨県屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の設置、管理について必要な規制を行い、地域の良好な景観や美観の維持を図ります。
- (5) 森林景観形成・修景のための眺望伐採、森林整備を行い、登山者、旅行者等に親しまれる美しい森林景観形成の推進に努めます。
- (6) 歴史上又は芸術上価値の高い建造物などの有形文化財、史跡、名勝などの保護を図ります。
- (7) 多くの県民が利用する公用、公共用施設の緑化を推進するとともに、工場、事業所等における緑地の確保を促進します。
- (8) 緑豊かな生活環境をつくるため、地域において県民、民間団体、事業者の緑化活動への取組を促進します。

4 - 2 環境の保全に資する農業の促進

- (1) 環境への負荷を低減する栽培技術の開発と普及、定着を図り、化学肥料、化学合成農薬の使用を低減した栽培など環境保全型農業の普及を促進するとともに、環境への負荷の少ない農業を営むエコファーマーの認定制度を支援します。
- (2) 環境への負荷の低減と資源の循環的利用を促進するため、農業用廃プラスチックのリサイクルや適正処理を促進します。
- (3) 農業の持つ自然循環機能を活かし、家畜排せつ物や稲わらなどのたい肥化やその利用を促進します。

- (4) 畜産分野でのエコフィードを推進するためブドウのしぼりかすなど未利用資源の飼料化を進めます。
- (5) 農業者や地域住民が参加した地域共同組織による保全活動を支援し、多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図ることにより、個性ある良好な農山村景観の創造に努めます。
- (6) 本県特有の農村景観や恵まれた生態系等を保全するため、自然環境に配慮しつつ農業生産基盤の整備を進めるとともに、地域住民による景観形成活動や生態系保全等の取り組みを推進します。
- (7) 生活排水による河川・湖沼の水質汚濁を防止し、清流を守るため、農業集落排水施設の計画的な整備を推進します。
- (8) 担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地の解消を加速するため、農地中間管理機構が行う事業を支援するとともに、県、市町村、JA等の関係機関が連携して事業の推進に取り組みます。
- (9) 耕作放棄地を再生し、企業を含めた多様な担い手に農地を集積するため、区画整理や農業水利施設、農道等の農業生産基盤の整備を推進します。

環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	電線類の地中化延長(富士北麓地域)(再掲)	17.3km(H26)	30.8km(H31)
2	国・県指定文化財の新規指定件数(再掲)	-	25件(H30)
3	「緑の教室」受講者数(再掲)	980人(H24)	1,380人(H35)
4	エコファーマー認定者数	7,414人(H22)	7,800人(H26)
5	有機農業に取り組む面積	115ha(H26)	200ha(H31)
6	多面的機能支払交付金による取り組み面積	6.814ha(H26)	8,000ha(H31)

()内は年度

次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1: 山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～31)
- 指標2: 新やまなしの教育振興プラン(H26～30)
- 指標3: 山梨県緑化計画(H26～35)
- 指標4: やまなし農業ルネサンス大綱(H23～26)
- 指標5～6: 新・やまなし農業大綱(H27～31)

第5節 廃棄物等の発生抑制等の推進

現状と課題

事業活動や日常生活から絶え間なく発生する廃棄物について、県民、事業者の環境に対する意識の向上や各主体のリサイクルの推進などの取組により、ごみ排出量や最終処分量などは減少傾向にあります。

しかしながら家庭やオフィスから出る一般廃棄物については、本県は、リサイクルの取組を示す再生利用率の伸びや事業系一般廃棄物の削減が全国に比べ進んでいない状況です。

また、産業廃棄物については、各種リサイクル法に基づく排出事業者及び処理業者のリサイクル等の取組が進んでいますが、経済動向により左右される面が大きいと、引き続き、発生抑制と適正処理を推進していく必要があります。

なお、近年、全国的な産業廃棄物最終処分場のひっ迫が緩和していることなどを踏まえ、本県では、当面、公共関与による新たな最終処分場の設置を凍結しており、さらに、平成25(2013)年11月には、本県初の公共関与

による管理型処分場である山梨県環境整備センターを閉鎖せざるを得ないこととなりました。今後は、産業廃棄物を取り巻く将来的な状況の変化に対応し、新たな設置の必要性や整備手法等を検討するため、県内の最終処分量や全国的な産業廃棄物最終処分場の動向などを注視していく必要があります。

さらに、廃棄物の不法投棄については、全国的に不法投棄事案が発生しており、県内においても依然として後を絶たない状況です。こうした不法投棄は、近年、広域化、悪質化が進んでいることから、警察や市町村と連携して監視体制を強化し早期発見、未然防止を図る必要があります。

このような本県における廃棄物に関する課題に対応するため、廃棄物の発生抑制や再生利用、適正処理等のための取組を一層強化することが重要であり、事業者、県民、行政がそれぞれの役割を認識し、相互に連携していく必要があります。

施策の方向

重点5 廃棄物等の発生抑制等の推進

5 - 1 発生抑制等に関する役割や取組の明確化

5 - 2 不法投棄対策等の推進

5 - 1 発生抑制等に関する役割や取組の明確化

- (1) 廃棄物等の発生抑制等を推進し、循環型社会の実現を図るため、本県の廃棄物に関する現状や課題を踏まえて策定した「第3次山梨県廃棄物総合計画」に基づき、施策の総合的、計画的な推進を図ります。
- (2) 県民、民間団体、事業者、行政など全ての主体がごみ減量化へ取り組む運動を展開し、全県的なごみ減量化の機運を醸成します。
- (3) 県内の産業廃棄物最終処分量の一層の削減に向け、産業廃棄物適正処理推進ビジョンに基づき産業廃棄物の一層の排出抑制と再生利用を推進します。
- (4) 県内及び全国の産業廃棄物処理状況やリサイクル技術を含む廃棄物処理技術の進展等の動向把握に努め、必要に応じて、産業界、廃棄物処理業界及び市町村等の意見を踏まえ、廃棄物最終処分場の設置の必要性や整備手法等について検討します。
- (5) 一般廃棄物の減量化等を促進するため、一般廃棄物処理計画に基づき一般廃棄物の減量化等を推進する市町村に対して技術的な支援を行います。

5 - 2 不法投棄対策等の推進

- (1) 廃棄物の不法投棄や違法な野外焼却などの不適正処理を防止するため、県民、事業者、関係機関等との連携を図りながら、廃棄物監視員などによる不法投棄監視パトロールを行うなど、監視の一層の強化を図ります。
- (2) 多くの民間団体や関係機関の協力を得て設置した「富士山麓環境美化推進ネットワーク」の構成団体と連携し、富士山周辺地域における廃棄物不法投棄防止対策について、地域ぐるみの取組を進めます。
- (3) 不法投棄などの事案に対しては、警察などと連携を図るなかで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、厳正に対処します。

環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	一般廃棄物総排出量(再掲)	310千t(H25)	277千t(H32)
2	1人1日あたりに家庭から排出するごみの量 (再掲)	589g/日(H25)	550g/日(H32)
3	一般廃棄物再生利用率(再掲)	16.6%(H25)	23%(H32)
4	産業廃棄物総排出量(再掲)	1,824千t(H25)	1,842千t(H32)
5	産業廃棄物再生利用率(再掲)	55%(H25)	56%(H32)
6	産業廃棄物最終処分量(再掲)	154千t(H25)	153千t(H32)

()内は年度

次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1～6:第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～32)

第6節 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進

現状と課題

近年、ニホンジカ、イノシシなど特定の鳥獣や外来生物の生息数増加や生息域拡大等により、農林業や生態系等への被害が深刻化しています。

人と野生鳥獣とが共生するためには、科学的なデータに基づく野生鳥獣の保護管理を計画的に実施する必要があります。

県では、長期的な観点からこれらの野生鳥獣の保護を図ることを目的として、特定鳥獣保護管理計画を策定しました。

特定鳥獣保護管理計画では、専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りながら、科学的で計画的な管理目標を設定し、これに基づき、鳥獣の適切な個体数管理の実施、

鳥獣の生息環境の整備、鳥獣による被害の防除等を推進しています。

一方、野生鳥獣による農作物の被害は、農業者の生産意欲を減退させ、耕作放棄地が増加する一因となっています。また、耕作放棄地は野生鳥獣の隠れ場所にもなることから、被害の拡大に拍車をかけています。

このため、関係団体等で構成する野生鳥獣被害対策連絡協議会で被害防止対策の総合的な検討を進めるとともに、被害防止施設の効果的な導入促進と関係団体及び地域が一体となった被害防止対策の取組を推進しています。

施策の方向

重点6 野生鳥獣の保護管理・ 鳥獣害防止対策の推進

6 - 1 野生鳥獣の保護管理の推進

6 - 2 鳥獣害防止対策の強化

6 - 1 野生鳥獣の保護管理の推進

- (1) ニホンジカ、イノシシ等、個体数の管理が必要な鳥獣については、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数の適正な管理を行います。
- (2) 管理捕獲従事者の確保・育成を推進します。

6 - 2 鳥獣害防止対策の強化

- (1) 鳥獣害防止技術指導員や集落リーダーの育成・活動支援等により、地域ぐるみの被害防止対策を推進します。
- (2) 野生鳥獣による農作物への被害を防止するため、市町村に設置されている鳥獣害防止協議会や関係機関と連携し、侵入防止施設の整備を推進します。
- (3) 市町村の被害防止計画に基づいて、地域協議会等が実施する被害防止対策を支援します。
- (4) 森林整備事業での被害防止対策により、森林の保護に努めます。

環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	ニホンジカの推定生息数(再掲)	69,917頭(H24)	33,000頭(H35)
2	獣害防止柵の整備による被害防止面積	3,531ha(H26)	4,500ha(H31)

()内は年度

次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1: 第2期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画(H24～28)
- 指標2: 新・やまなし農業大綱(H27～31)

第7節 エネルギーの地産地消による地球温暖化対策の推進

現状と課題

本県は、地域特性を生かしたクリーンエネルギーとして、太陽光発電、小水力発電、バイオマス、燃料電池の導入を促進し、また、東日本大震災後の電力不足に対応するため、県民運動として節電を実施してきました。

この成果を踏まえながら、概ね2050年ごろまでに、クリーンエネルギーの導入促進と省エネルギー対策を両輪に、県内の消費電力全てをクリーンエネルギー発電で賄う「エネルギーの地産地消」の実現を目指します。

「エネルギーの地産地消」の実現のためには、クリーンエネルギー導入促進の加速と省エネルギー対策の推進に取り組むとともに、環境と調和した「エネルギー地産地消型社会」の構築に向けて、クリーンエネルギーによる電力の自給自足が可能なまちづくりや、創エネと省エネによる環境に優しいライフスタイルの定着などを進めていく必要があります。

施策の方向

重点7 エネルギーの地産地消による 地球温暖化対策の推進

7 - 1 クリーンエネルギーの導入促進

7 - 2 省エネルギー対策

7 - 1 クリーンエネルギーの導入促進

- (1) 地域資源を最大限活用して、景観・自然環境への影響や安定供給の課題を考慮しながら、適切に多様なクリーンエネルギーの導入を拡大します。
- (2) 地球温暖化を防止するため、化石燃料によらないエネルギーとして、製材残材や未利用間伐材などの木質系バイオマスの有効利用を促進します。
- (3) クリーンエネルギーである水素を活用する家庭用燃料電池や燃料電池自動車等の普及啓発を図るとともに、水素・燃料電池関連産業の集積と育成を図ります。
- (4) 事業者が行うクリーンエネルギーに関する施設や設備に対し、一定の要件のもと、融資を行います。
- (5) 既設水力発電所の安定的稼働によりクリーンエネルギーの安定供給に努めます。

- (6) 自立・分散型エネルギー社会の構築に向け、平成25(2013)年度から10年間で10地点程度の小水力発電の開発を目指す「やまなし小水力ファスト10」を推進します。
- (7) 自立・分散型エネルギー社会の構築に向け、水力発電の有望地点について開発調査を行います。
- (8) 農村地域が有する豊かな資源を活用した再生可能エネルギーを積極的に導入し、農業関係施設の維持管理費等の低減を図るため、農業用水への小水力発電の施設整備等を推進します。また、市町村や土地改良区に対する研修会等を実施し、導入の取り組みを支援します。
- (9) 再生可能エネルギーの普及促進を図るため、超電導等による電力貯蔵技術の実用化を推進します。
- (10) 米倉山太陽光発電所PR施設「ゆめソーラー館やまなし」及び「クリーンエネルギーセンター」を拠点に学習講座等を実施するとともに、再生可能エネルギー等に関する情報発信を行います。
- (11) 太陽光発電施設の適正導入ガイドラインに基づき、地域と調和した太陽光発電施設の適正な導入を図ります。

7 - 2 省エネルギー対策

- (1) 「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」に基づき、県自らが事業者として、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物の減量化、リサイクルの推進を図るなど、環境への負荷の低減と地球温暖化の防止に取り組みます。
- (2) 地球環境保全や省エネルギーなどに関する情報提供や普及啓発等を通じ、環境に配慮したライフスタイルの定着を促進します。

環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	木質バイオマス利用施設数(再掲)	23施設(H26)	28施設(H32)
2	クリーンエネルギー導入出力 (住宅用太陽光発電)(10kw未満)(再掲)	8.9万kW(H26)	14万kW(H32)
3	クリーンエネルギー導入出力 (小水力発電)(再掲)	1.0万kW(H26)	1.2万kW(H32)

()内は年度

次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1: やまなし森林・林業振興ビジョン(H27～36)
- 指標2,3: やまなしエネルギービジョン

資料編 3 第2次山梨県環境基本計画 環境指標一覧

環境の保全と創造のための施策の展開

1 環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	一般廃棄物総排出量	310千t (H25)	277千t (H32)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～32)において設定
2	1人1日当たり家庭から排出するごみの量	589g/日 (H25)	550g/日 (H32)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～32)において設定
3	一般廃棄物再生利用率	16.6% (H25)	23% (H32)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～32)において設定
4	産業廃棄物総排出量	1,824千t (H25)	1,842千t (H32)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～32)において設定
5	産業廃棄物再生利用率	55% (H25)	56% (H32)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～32)において設定
6	産業廃棄物最終処分量	154千t (H25)	153千t (H32)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～32)において設定

2 安全・安心で快適な生活環境づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	大気汚染に係る環境基準達成率(二酸化硫黄)	3/3 (H24)	3/3 (H30)	環境基本法に基づく環境基準の達成率 (環境基準達成局数/有効測定局数)
2	大気汚染に係る環境基準達成率(一酸化炭素)	2/2 (H24)	2/2 (H30)	環境基本法に基づく環境基準の達成率 (環境基準達成局数/有効測定局数)
3	大気汚染に係る環境基準達成率(浮遊粒子状物質)	12/12 (H24)	12/12 (H30)	環境基本法に基づく環境基準の達成率 (環境基準達成局数/有効測定局数)
4	大気汚染に係る環境基準達成率(二酸化窒素)	11/11 (H24)	11/11 (H30)	環境基本法に基づく環境基準の達成率 (環境基準達成局数/有効測定局数)
5	大気汚染に係る環境基準達成率(光化学オキシダント)	0/11 (H24)	達成率の向上を図ります。	環境基本法に基づく環境基準の達成率 (環境基準達成局数/有効測定局数)
6	大気汚染に係る環境基準達成率(微小粒子状物質)	5/5 (H24)	6/6 (H30)	環境基本法に基づく環境基準の達成率 (環境基準達成局数/有効測定局数)
7	エコドライブ宣言車両率	20.1% (H24)	22% (H30)	県内の自動車保有台数に占めるエコドライブ宣言車両の割合
8	水質汚濁に係る環境基準達成率(河川)(BOD)	22地点中21地点 (H24)	22地点中22地点 (H30)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
9	水質汚濁に係る環境基準達成率(湖沼)(COD)	5地点中5地点 (H24)	5地点中5地点 (H30)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
10	生活排水クリーン処理率	80.7% (H27)	87.3% (H35)	山梨県生活排水処理施設整備構想2017(H28～37)において設定
11	ダイオキシン類の環境基準達成地点数(大気、公共用水域、地下水質及び土壌)	すべての調査地点で達成(H24)	すべての調査地点で達成(H30)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
12	自動車騒音に係る環境基準達成率	環境基準達成率(全国平均)	全国平均を上回る達成率を維持します。	環境基本法に基づく環境基準の達成率
13	国・県指定文化財の新規指定件数	-	25件 (H30)	新やまなしの教育振興プラン(H26～30)において設定
14	「緑の教室」受講者数	980人 (H24)	1,380人 (H35)	山梨県緑化計画(H26～35)において設定

3 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	自然環境保全地区面積 (自然造成地区は除く。)	3,650ha (H24)	3,650ha (H30)	山梨県自然環境保全条例に基づく指定面積
2	鳥獣保護区等指定面積	74,795.9ha (H24)	74,795.9ha (H28)	第11次鳥獣保護管理事業計画(H24～28)において設定
3	自然公園等利用者数	4,179万人 (H24)	4,400万人 (H30)	県内の国立公園、国定公園、県立自然公園の利用者数
4	県内の山小屋トイレの整備率	87.0% (H25)	91.0% (H30)	県内の山小屋のトイレの内、環境配慮型に整備されたものの割合
5	ニホンジカの推定生息数	69,917頭 (H24)	33,000頭 (H35)	第2期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画において設定
6	獣害防止柵の整備による被害防止面積	3,531ha (H26)	4,500ha (H31)	新・やまなし農業大綱(H27～31)において設定
7	身近な自然環境や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備計画における河川整備率	50.6% (H26)	58.7% (H31)	山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～31)において設定
8	森林整備の実施面積	4,685ha (H26)	6,000ha/年(H31) (H27～31の年平均)	山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～31)において設定

4 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	温室効果ガス総排出量	7,058千t-CO ₂ (H25)	基準年度(H25)比 18%削減(H32)	山梨県地球温暖化対策実行計画(H29～32(短期目標)、42(中期目標)、2050年(長期目標))において設定(森林整備による吸収を考慮)
2	森林吸収源対策による森林の二酸化炭素吸収量	971千t-CO ₂ (H25)	808千t-CO ₂ (H32)	山梨県地球温暖化対策実行計画(H29～32(短期目標)、42(中期目標)、2050年(長期目標))において設定
3	木質バイオマス利用施設数	23施設 (H26)	28施設 (H32)	やまなし森林・林業振興ビジョン(H27～36)において設定
4	クリーンエネルギー導入出力 (住宅用太陽光発電)(10kw未満)	8.9万kW (H26)	14万kW (H32)	やまなしエネルギービジョンにおいて設定
5	クリーンエネルギー導入出力 (小水力発電)	1.0万kW (H26)	1.2万kW (H32)	やまなしエネルギービジョンにおいて設定
6	エコドライブ宣言車両率 (再掲)	20.1% (H24)	22% (H30)	県内の自動車保有台数に占めるエコドライブ宣言車両の割合

5 持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	森林環境教育の実施教育機関数の割合	62%/年 (H24)	70%/年 (H35)	山梨県緑化計画(H26～35)において設定
2	富士山科学カレッジ修了者数	29人/年 (H24)	32人/年 (H30)	富士山科学研究所で開催する富士山科学カレッジの年間修了者数
3	環境学習指導者派遣事業参加者数	3,133人/年 (H15～24平均)	3,100人/年 (H30)	やまなしエコティーチャーを派遣した研修会等の年間参加人数
4	環境美化活動参加者数	546,285人/年 (H15～24平均)	540,000人/年 (H30)	やまなしクリーンキャンペーン年間参加者数
5	土木施設環境ボランティア数	71団体 (H20)	86団体 (H26)	山梨県社会資本整備重点計画-第2次-(H20～26)において設定
6	森林ボランティア団体数	73団体 (H22)	100団体 (H30)	やまなし森林・林業再生ビジョン(H24～33)において設定
7	企業・団体の森づくり活動箇所数	59箇所/年 (H24)	90箇所/年 (H35)	山梨県緑化計画(H26～35)において設定
8	「緑の教室」受講者数(再掲)	980人 (H24)	1,380人 (H35)	山梨県緑化計画(H26～35)において設定

6 環境の保全と創造のための基盤づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	環境情報センター利用者数	6,661人/年 (H24)	12,000人/年 (H30)	富士山科学研究所内の環境情報センターの年間利用者数
2	やまなしの環境アクセス数	9,146件/年 (H24)	12,000件/年 (H30)	県HP掲載の本県の環境情報をまとめた「やまなしの環境」への年間アクセス数
3	環境に関するフォーラム、国際シンポジウム参加者数	262人/年 (H24)	300人/年 (H30)	富士山科学研究所におけるシンポジウム等の年間参加者数

重点的に取り組む施策

重点1 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	富士山環境保全活動参加者数	34,988人/年 (H27)	50,000人/年 (H32)	富士山を守る指標(山梨県・静岡県共同で策定。H12～32)において設定(山梨・静岡県の合算数値)
2	富士山環境教育参加者数	27,855人/年 (H27)	28,000人/年 (H32)	富士山を守る指標(山梨県・静岡県共同で策定。H12～32)において設定(山梨・静岡県の合算数値)
3	富士山チップ制トイレ協力度	29% (H27)	100% (H32)	富士山を守る指標(山梨県・静岡県共同で策定。H12～32)において設定(山梨・静岡県の合算数値)
4	水質汚濁に係る環境基準達成率(湖沼)(COD)(再掲)	5地点中5地点 (H24)	5地点中5地点 (H30)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
5	富士山科学カレッジ修了者数(再掲)	29人/年 (H24)	32人/年 (H30)	富士山科学研究所で開催する富士山科学カレッジの年間修了者数
6	電線類の地中化延長(富士北麓地域)	17.3km(H26)	30.8km(H31)	山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～31)において設定

重点2 健全な森林・豊かな緑の保全

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	荒廃した民有林の整備面積	3,888ha (H24～28)	3,850ha (H29～33)	森林環境税保全基金事業第2期計画
2	森林整備の実施面積(再掲)	4,685ha (H26)	6,000ha/年(H31) (H27～31の年平均)	山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～31)において設定
3	森林環境教育の実施教育機関数の割合(再掲)	62%/年 (H24)	70%/年 (H35)	山梨県緑化計画(H26～35)において設定

重点3 持続可能な水循環社会づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	森林整備の実施面積(再掲)	4,685ha (H26)	6,000ha/年(H31) (H27～31の年平均)	山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～31)において設定
2	水質汚濁に係る環境基準達成率(河川)(BOD)(再掲)	22地点中21地点 (H24)	22地点中22地点 (H30)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
3	水質汚濁に係る環境基準達成率(湖沼)(COD)(再掲)	5地点中5地点 (H24)	5地点中5地点 (H30)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
4	生活排水クリーン処理率(再掲)	80.7% (H27)	87.3% (H35)	山梨県生活排水処理施設整備構想2017(H28～37)において設定
5	身近な自然環境や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備計画における河川整備率(再掲)	50.6% (H26)	58.7% (H31)	山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～31)において設定

重点4 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	電線類の地中化延長 (富士北麓地域)(再掲)	17.3km (H26)	30.8km (H31)	山梨県社会資本整備重点計画-第3次(H27～31)において設定
2	国・県指定文化財の 新規指定件数(再掲)	-	25件 (H30)	新やまなしの教育振興プラン(H26～30)において設定
3	「緑の教室」受講者数(再掲)	980人 (H24)	1,380人 (H35)	山梨県緑化計画(H26～35)において設定
4	エコファーマー認定者数	7,414人 (H22)	7,800人 (H26)	やまなし農業ルネサンス大綱(H23～26)において設定
5	有機農業に取り組む面積	115ha (H26)	200ha (H31)	新・やまなし農業大綱(H27～31)において設定
6	多面的機能支払交付金による 取り組み面積	6,814ha (H26)	8,000ha (H31)	新・やまなし農業大綱(H27～31)において設定

重点5 廃棄物等の発生抑制等の推進

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	一般廃棄物総排出量 (再掲)	310千t (H25)	277千t (H32)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～32)において設定
2	1人1日あたりに家庭から 排出するごみの量(再掲)	589g/日 (H25)	550g/日 (H32)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～32)において設定
3	一般廃棄物再生利用率 (再掲)	16.6% (H25)	23% (H32)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～32)において設定
4	産業廃棄物総排出量 (再掲)	1,824千t (H25)	1,842千t (H32)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～32)において設定
5	産業廃棄物再生利用率 (再掲)	55% (H25)	56% (H32)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～32)において設定
6	産業廃棄物最終処分量 (再掲)	154千t (H25)	153千t (H32)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～32)において設定

重点6 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	ニホンジカの推定生息数 (再掲)	69,917頭 (H24)	33,000頭 (H35)	第2期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画において設定
2	獣害防止柵の整備による 被害防止面積	3,531ha (H26)	4,500ha (H31)	新・やまなし農業大綱(H27～31)において設定

重点7 エネルギーの地産地消による地球温暖化対策の推進

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	木質バイオマス利用施設数 (再掲)	23施設 (H26)	28施設 (H32)	やまなし森林・林業振興ビジョン(H27～36)において設定
2	クリーンエネルギー導入出力 (住宅用太陽光発電)(10kw 未満)(再掲)	8.9万kW (H26)	14万kW (H32)	やまなしエネルギービジョンにおいて設定
3	クリーンエネルギー導入出力 (小水力発電)(再掲)	1.0万kW (H26)	1.2万kW (H32)	やまなしエネルギービジョンにおいて設定